

徳島県障がい者施策基本計画

<中間見直し版>

(平成30年度～令和5年度)

(素案)

令和 年 月
徳 島 県

徳島県では、平成26年1月から「障害」の「害」を漢字ではなく「ひらがな表記」としています。ただし、法令名や団体等の固有名詞として使用する場合や、人や人の状態を表さない場合は、「障害」と漢字で表記しています。

目 次

第1章 計画の基本的な事項

第1節 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格及び位置づけ	1
3 計画の期間	2
4 基本理念	3
5 重点項目	3
6 計画の推進体制	4
7 障がい者の概念	4
8 障がい保健福祉圏域	4
9 障がい福祉サービス等の体系・内容	6
第2節 障がい者を取り巻く現状	9
1 障がい者の状況	9
2 障がい福祉サービス等の体制整備の状況	14
3 今後の課題	14

第2章 各分野における主要施策

第1節 差別の解消、虐待の防止及び権利擁護の推進	16
1 障がいを理由とする差別の解消の推進	16
2 虐待の防止、権利擁護の推進	17
第2節 行政等における配慮の充実	19
1 選挙等における配慮等	19
2 行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等	19
第3節 教育の振興	21
1 インクルーシブ教育システムの推進	21
2 教育環境の整備	23
第4節 安全・安心な生活環境の整備	25
1 住宅の確保	25
2 移動しやすい環境の整備等	26
3 アクセシビリティに配慮した施設等の普及促進	26
4 障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進	27
第5節 防災、防犯等の推進	29
1 防災対策の推進	29
2 防犯対策の推進	31
3 消費者トラブルの防止	31
第6節 保健・医療の推進	33
1 保健・医療の充実等	33
2 地域精神保健医療福祉の充実	34

3 難病に関する保健・医療施策の推進	35
4 障がいの原因となる疾病等の予防・治療	36
第7節 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	38
1 情報提供の充実等	38
2 意思疎通支援の充実	39
3 行政情報のアクセシビリティの向上	39
第8節 雇用・就業、経済的自立の支援	41
1 総合的な就労支援	41
2 経済的自立の支援	42
3 障がい者雇用の促進	42
4 障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業機会の確保	44
5 福祉的就労の底上げ	45
第9節 スポーツ・文化芸術活動等の振興	47
1 スポーツに親しめる環境の整備、パラリンピック等競技スポーツに係る取組みの推進	47
2 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備	48
第10節 自立した生活の支援	50
1 地域移行支援及び在宅サービス等の充実	50
2 相談支援体制の構築	52
3 障がいのある子どもに対する支援の充実	53
4 障がい福祉サービスの質の向上	56
5 補装具の交付、日常生活用具の給付及び身体障がい者補助犬の育成等	57
6 障がい福祉を支える人材の養成・確保	57

第3章 計画の数値目標・見込量

第1節 主要施策の数値目標	59
1 差別の解消、虐待の防止及び権利擁護の推進	59
2 行政等における配慮の充実	59
3 教育の振興	60
4 安全・安心な生活環境の整備	60
5 防災、防犯等の推進	61
6 保健・医療の推進	61
7 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	62
8 雇用・就業、経済的自立の支援	62
9 スポーツ・文化芸術活動等の振興	63
第2節 障がい福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標	64
1 成果目標	64
2 障がい福祉サービス等の見込量	64
3 地域生活支援事業の見込量	64

資料編

資料1	障害者基本法（抄）	65
資料2	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抄）	67
資料3	児童福祉法（抄）	71
資料4	障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例	75
資料5	徳島県障がい者施策推進協議会設置条例	85
資料6	徳島県障がい者施策推進協議会委員名簿	87

第1章 計画の基本的な事項

第1節 計画の概要

1 計画策定の趣旨

徳島県ではこれまでの計画を見直し、平成30年3月に、平成30年度（2018年度）から令和5年度（2023年度）までの6年間を計画期間とする「徳島県障がい者施策基本計画」を策定し、全ての県民が障がいの有無に関わらず、お互いに人格や個性を尊重し合いながら地域で安心して暮らすことのできる社会の実現を目的とする「障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例」（以下「条例」という。）の実施計画に位置づけ、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

この間、国において、平成30年6月に障がい者による文化芸術活動を幅広く促進し、もって文化芸術活動を通じた障がい者の自立と社会参加の促進を目的とする「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」（以下「障害者文化芸術推進法」という。）が、令和元年6月には、障がいの有無に関わらず全ての国民が等しく文字文化・活字文化の恵沢を享受することのできる社会の実現を目的とする「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（以下「読書バリアフリー法」という。）がそれぞれ施行されました。

一方、地域における障がい福祉サービス提供体制について、近年相次ぐ地震や大雨などの自然災害や新型コロナウイルスの感染拡大防止と社会生活の両立に向け、安定的なサービスの提供体制確保が重要な課題となっています。

これらを踏まえ、県の障がい者施策を一層充実したものとするため、計画期間3年の令和2年度に計画全体の中間見直しを行うものです。

2 計画の性格及び位置づけ

この計画は、徳島県障がい者計画、徳島県障がい福祉計画（第6期）、徳島県障がい児福祉計画（第2期）を一体的に統合するとともに、障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例の実施計画に位置づけ、策定するものです。

（1）障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例との関係

この計画は、条例に規定する「障がいのある人の権利擁護」、「地域における共生社会の実現に向けた取組」及び「県民理解の促進」を具体的に推進するための実施計画です。

（2）徳島県障がい者計画

この計画は、障害者基本法第11条第2項の規定に基づく、県における障がい者のための施策に関する基本的な計画です。また、市町村の障がい者施策を推進する上での基本的方向を示すものであり、市町村障がい者計画の策定に当たっての基本となるものです。

(3) 徳島県障がい福祉計画

この計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第89条第1項の規定に基づく県の障がい福祉計画です。

(4) 徳島県障がい児福祉計画

この計画は、児童福祉法第33条の22の規定に基づく県の障がい児福祉計画です。

(5) 徳島県障がい者文化芸術推進計画

この計画は、障害者文化芸術推進法第8条の規定に基づく県の障がい者による文化芸術活動の推進に関する計画です。

(6) 他の計画との整合性

この計画は、県政運営指針として、県が進める政策の基本的な方向をまとめた『未知への挑戦』とくしま行動計画」を上位計画とする障がい福祉分野の実施計画です。

また、社会福祉法第108条に規定する「都道府県地域福祉支援計画」（徳島県地域福祉支援計画）、医療法第30条に規定する「医療計画」（徳島県保健医療計画）及び介護保険法第118条に規定する「都道府県介護保険事業支援計画」（徳島県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画）、子ども・子育て支援法第62条に規定する「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」（徳島県子ども・子育て支援事業支援計画）その他の法律の規定による計画であって障がい者（児）の福祉に関する事項を定めるものと調和を保つものとします。

3 計画の期間

計画の期間は、平成30年度（2018年度）から令和5年度（2023年度）までの6年間とします。

なお、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に該当する部分については、国の基本指針により3か年ごとに見直す必要があることから、令和3年度から5年度までを新たに設定することとします。

年度	平成27 2015	平成28 2016	平成29 2017	平成30 2018	令和元 2019	令和2 2020	令和3 2021	令和4 2022	令和5 2023
障がい者 計画	徳島県障がい者施策基本計画 (平成24～29)								
障がい、 福祉計画	徳島県障がい福祉計画 (第4期)								
障がい児 福祉計画									
	徳島県障がい者施策基本計画								
	第5期								
	第6期								
	第1期								
	第2期								

4 基本理念

本計画の基本理念は、「障がいの有無に関わらず、全ての県民が互いに人格や個性を尊重し、活躍できる徳島づくり」です。

5 重点項目

基本理念の実現のため、特に重点的に取り組むべき項目として、次の4項目を本計画における重点項目とします。

(1) 地域社会における「心のバリアフリー」の促進

障がいについての理解を深めるとともに、障がい者に対する差別や偏見を取り除くため、県民一人一人の「心のバリアフリー」を促進し、障がいの有無に関わらず、全ての県民が互いに人格や個性を尊重する徳島づくりを目指します。

(2) 地域で安心して暮らせる環境づくり

障がい者が活躍できる徳島づくりのためには、障がい者が安全・安心に暮らせる生活環境が不可欠であることから、地域における環境整備や防災・防犯対策に取り組みます。

(3) 障がい者の自立と社会参加の促進

障がい者の就労支援や、文化芸術・スポーツなどを通じた交流を推進し、障がい者が障がいの有無に関わらず地域の一員として生き活きと活躍できる「ダイバーシティ徳島」の実現を目指します。

(4) 障がい福祉サービス等の支援体制の充実

障がい者が地域において自立した日常生活及び社会生活を営むために、障がい者それぞれに対応するきめ細かな相談支援提供体制の確保や、障がい福祉サービスの提供体制の充実を図るとともに、感染症対策をはじめとするサービスの継続的な提供体制の確保を図ります。

6 計画の推進体制

障がい者自身の意見を十分に聴き、計画の推進への反映を図ります。

県の関係各課相互間の緊密な連携・協力を図るとともに、国・市町村等の関係行政機関、民間事業者、障がい者団体等、幅広い関係者が連携し、それぞれの役割分担と協力のもとに計画を推進します。

本計画は、年度ごとに、目標の達成状況、各障がい福祉サービスの利用状況、見込量の達成状況及び障がい福祉サービス提供体制の整備状況について、徳島県障がい者施策推進協議会において点検・評価を行い、その結果に基づき、必要があると認められるときは見直しを行うなど対策を講じます。

7 障がい者の概念

本計画における障がい者（児）とは、障害者基本法に規定する「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって障害及び社会的障壁（障害がある者にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のもの）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。

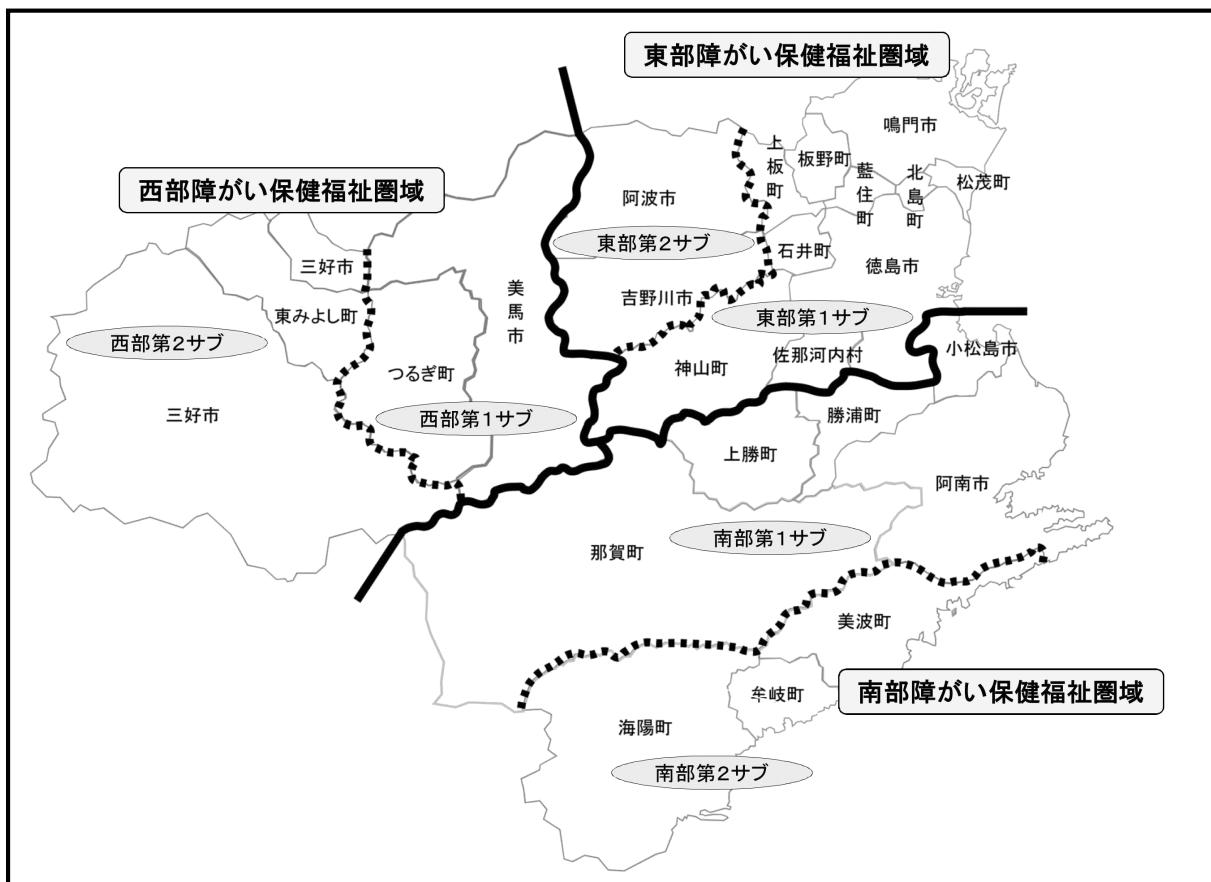
8 障がい保健福祉圏域

障がい者施策の推進にあたり、単独市町村での実施が困難である事業やサービスについて、市町村の区域を越えた広域的な障がい福祉サービス提供体制の整備を図るため、従来より障がい保健福祉圏域を設定してきました。

本県の障がい保健福祉圏域は、「東部障がい保健福祉圏域」、「南部障がい保健福祉圏域」、「西部障がい保健福祉圏域」の3圏域からなり、さらに各圏域内にそれぞれ2つのサブ圏域（副圏域）を設定しています。

平成26年度より、障がい者の生活に密接に関わりを持つ保健・医療とのより一層の連携を図るため、県の保健医療圏及び老人保健福祉圏域に合わせ、勝浦町及び上勝町を「東部圏域（東部第1サブ圏域）」から「南部圏域（南部第1サブ圏域）」に編入しており、本計画においても引き続きこの圏域を設定します。

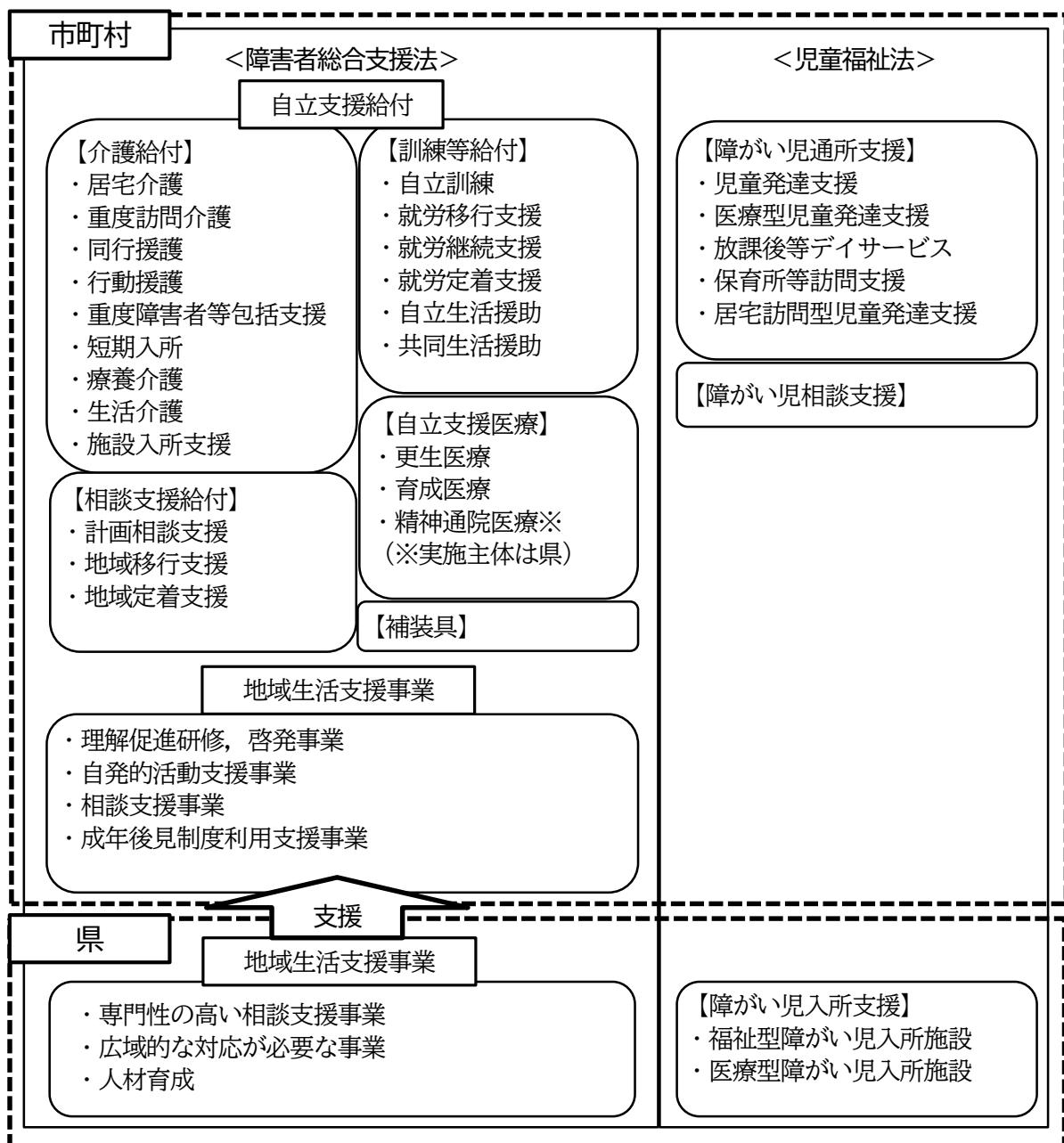
圏域名	市町村	
東部障がい保健福祉圏域	第1サブ	徳島市、鳴門市、佐那河内村、石井町、神山町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町
	第2サブ	吉野川市、阿波市
南部障がい保健福祉圏域	第1サブ	小松島市、阿南市、勝浦町、上勝町、那賀町
	第2サブ	牟岐町、美波町、海陽町
西部障がい保健福祉圏域	第1サブ	美馬市、つるぎ町
	第2サブ	三好市、東みよし町



9 障がい福祉サービス等の体系・内容

(1) 障がい福祉サービス等の体系

障害者総合支援法による総合的なサービスは「自立支援給付」と「地域生活支援事業」で構成されています。また、児童福祉法によるサービスは「障がい児通所支援」、「障がい児入所支援」、「障がい児相談支援」で構成されています。



(2) 障がい福祉サービス等の種類と内容

サービスの種類	サービスの内容
居宅介護（ホームヘルプ）	在宅障がい者の自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

訪問系サービス	重度訪問介護	重度の肢体不自由者、重度の知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
	行動援護	知的障がい又は精神障がいにより、行動上著しい困難を有する人が行動する際に生じうる危険を回避するために必要な援護、外出支援等を行います。
	重度障がい者等包括支援	意思疎通や行動上著しい困難を有する等、介護の必要性がとても高い障がい者に、居宅介護や行動援護等複数のサービスを組み合わせて包括的に行います。
日中活動系サービス	生活介護	常に介護を必要とする障がい者に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	自立訓練（機能訓練）	身体障がい者等が自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な理学療法、作業療法等のリハビリテーションを行います。
	自立訓練（生活訓練）	知的障がい者、精神障がい者が自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、入浴、排せつ、食事等の生活能力の維持、向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する障がい者に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 A型（雇用型）	就労継続支援事業所において、障がい者に雇用契約に基づいて就労の機会を提供するとともに、知識や能力等の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 B型（非雇用型）	就労継続支援事業所において、障がい者に働く場を提供するとともに、知識や能力等の向上のために必要な訓練を行います。
	就労定着支援	一般就労へ移行した障がい者について、就労を継続するために企業や障がい福祉サービス事業者、医療機関等と必要な連絡調整等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする障がい者に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

	自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。
居住系サービス	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護や日常生活上の援助を行います。
	施設入所支援	施設に入所する障がい者に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	計画相談支援	障がい福祉サービス、地域相談支援を利用する人にサービス利用計画の作成・モニタリングを行います。
	地域移行支援	施設や精神科病院に入所（院）している人に住宅の確保など地域生活に移行するための相談等を行います。
	地域定着支援	地域生活に移行した人、単身で生活している人に、連絡体制を確保し必要に応じた相談を行います。

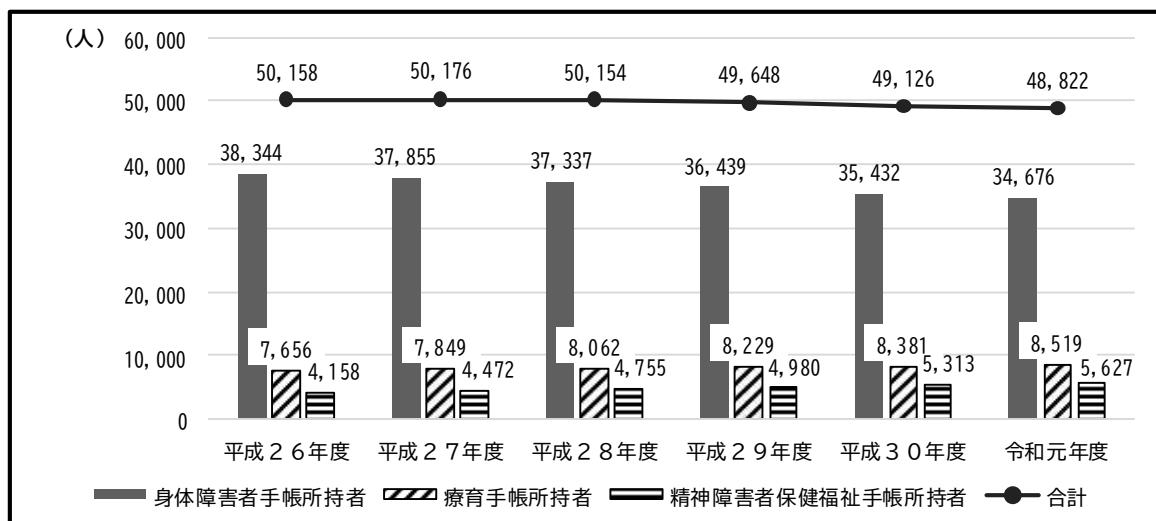
(3) 障がい児通所支援等の種類と内容

サービスの種類	サービスの内容
児童発達支援	未就学児に対し、日常生活における基本的な指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障がいのある児童に対する児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	就学児に対し、放課後や休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、創造的活動などを行います。
保育所等訪問支援	保育所などに通う障がい児に対し、施設を訪問し集団生活への適応のための支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。
福祉型障がい児入所施設	障がい児に対し食事、排せつ、入浴等の介護等、その他の日常生活上の援助を行います。
医療型障がい児入所施設	障がい児に対し疾病の治療や看護、医学的管理下での食事、排せつ、入浴等の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
障がい児相談支援	障がい児通所支援を利用する障がい児の障がい児支援利用計画の作成・モニタリングを行います。

第2節 障がい者を取り巻く現状

1 障がい者の状況

徳島県の令和元年度末（令和2年3月31日現在）の身体障害者手帳所持者数は、34,676人、療育手帳所持者数は、8,519人、精神障害者保健福祉手帳所持者数は、5,627人、合計48,822人で、平成26年度末と比べて1,336人、約2.7%減少しています。

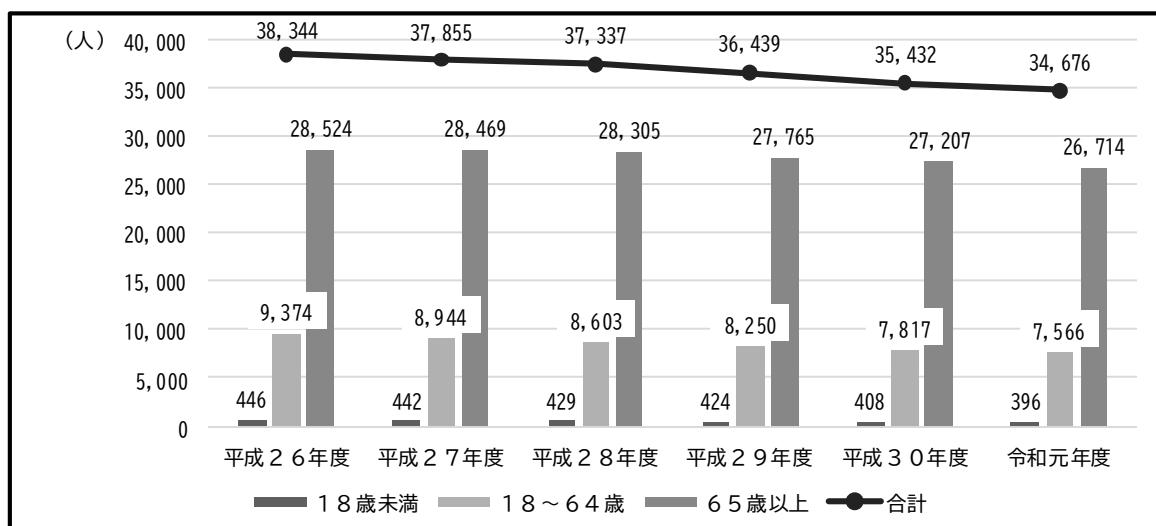


(1) 身体障がい者の状況

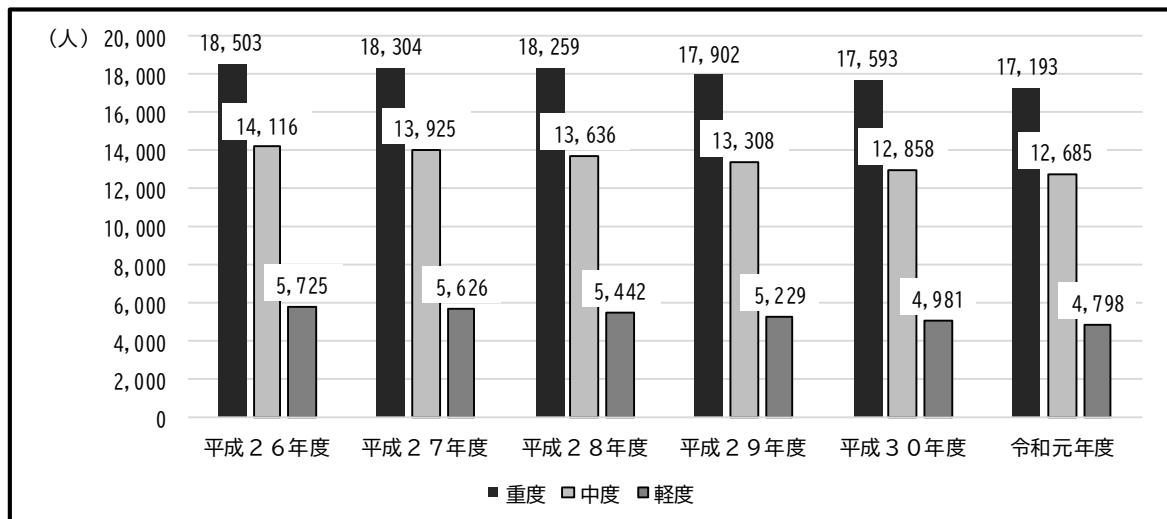
① 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数は、令和元年度末で、34,676人となっており、平成26年度末と比べて3,668人、約9.6%減少しています。

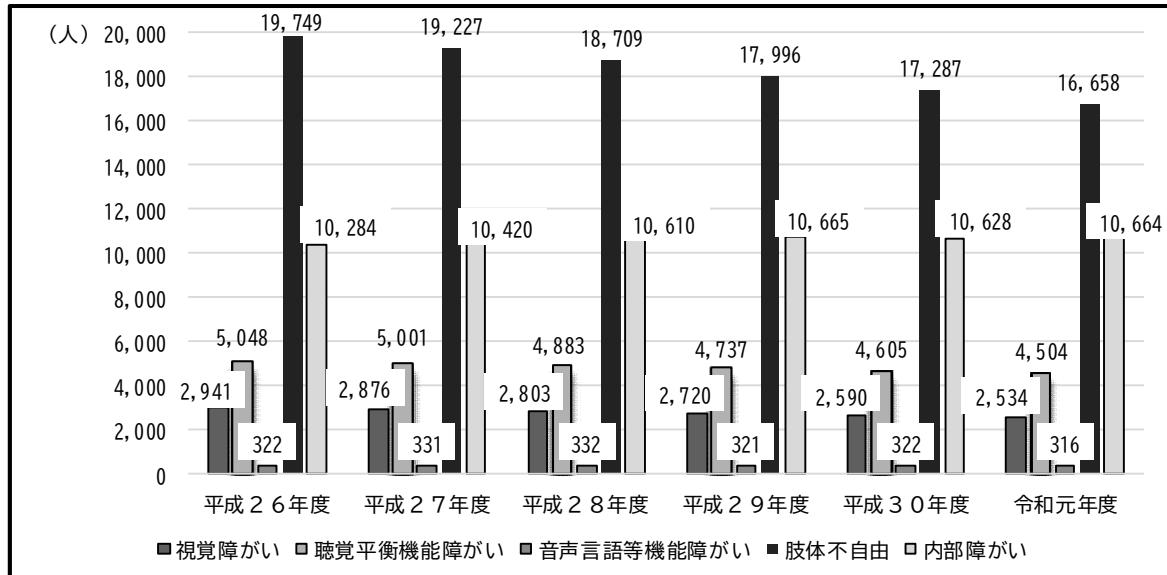
また、年齢別では、18歳未満及び18～64歳の身体障がい者が減少しているのに対し、65歳以上の身体障がい者数の割合は増加しており、令和元年度は26,714人と、身体障がい者全体の77.0%を占めています。



等級別では、所持者数は重度（1・2級）、中度（3・4級）及び軽度（5・6級）のいずれにおいても減少していますが、割合では重度及び中度が増加しており、身体障がい者の重度化が進んでいます。



令和元年度末の身体障害者手帳所持者数を障がい別でみると、最も多いのは肢体不自由で 16,658 人、その比率は 48.0%，次に多いのは内部障がいの 10,664 人、30.8% となっています。



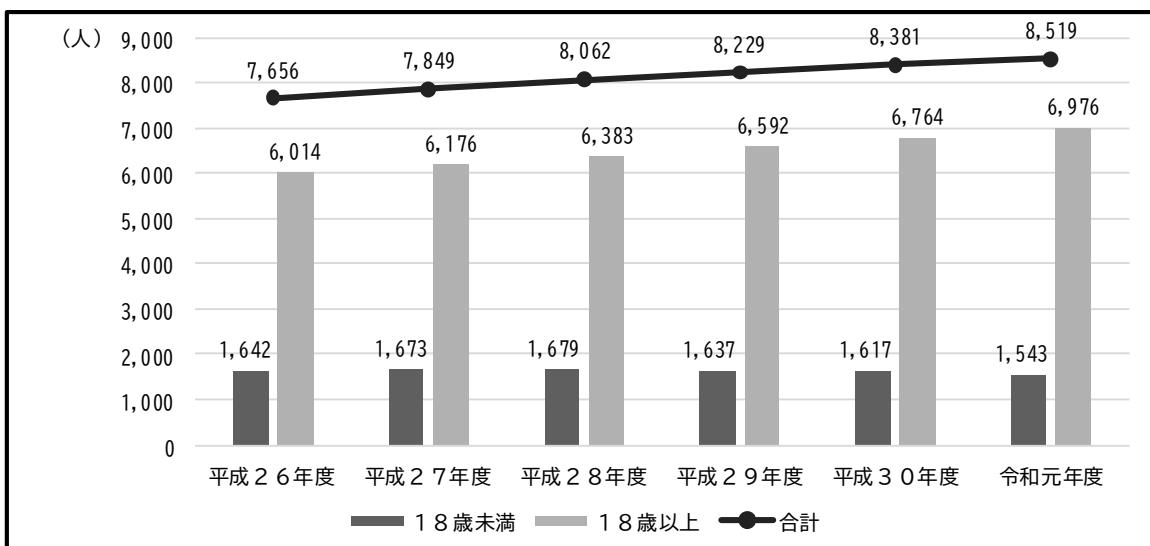
(2) 知的障がい者の状況

① 療育手帳所持者数の推移

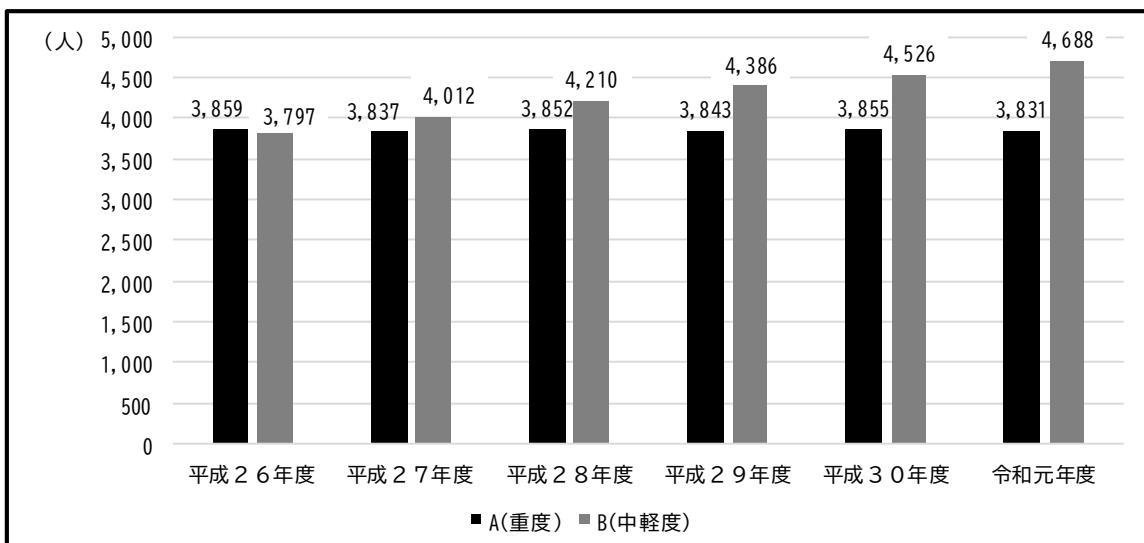
療育手帳所持者数は、令和元年度末で8,519人となっており、平成26年度末と比べて863人、11.3%増加しています。

また、年齢別では、18歳未満の知的障がい児は1,543人へと99人、6.0%減少しています。

18歳以上の知的障がい者は6,976人へと962人、16.0%増加しています。



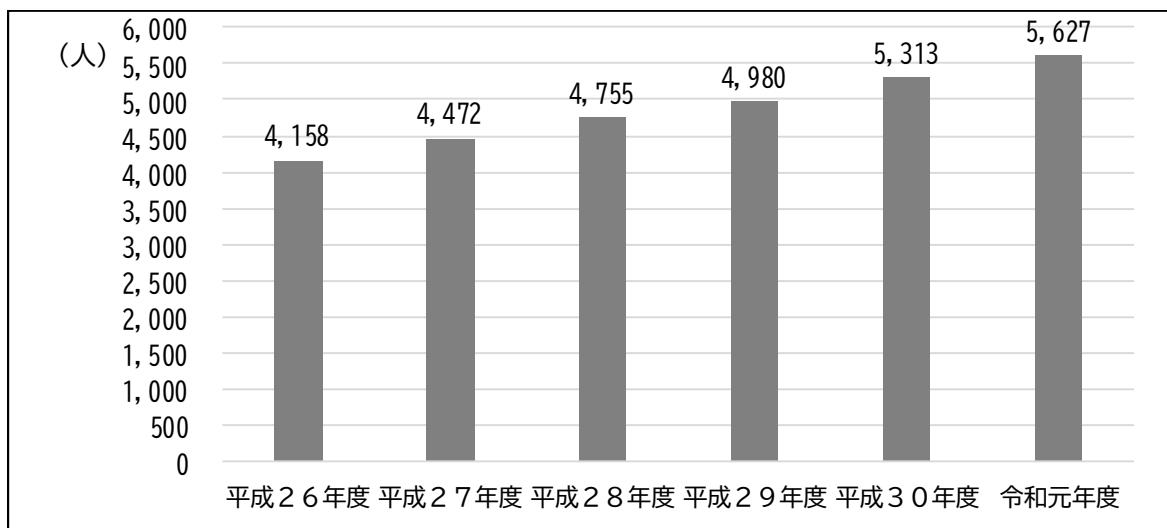
程度別で見た場合、Bの中軽度者は年々増加しており、令和元年度末で4,688人、55.0%となっています。



(3) 精神障がい者の状況

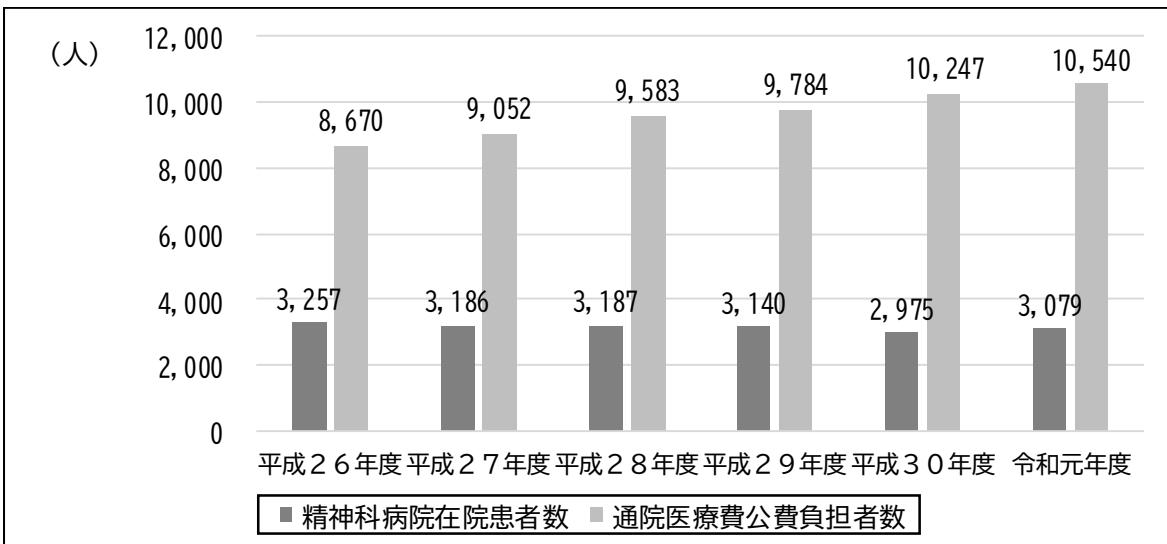
① 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

徳島県の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和元年度（令和2年3月31日現在）で、5,627人となっており、平成26年度から令和元年度までの6年間で1,469人、約35.3%増加しています。



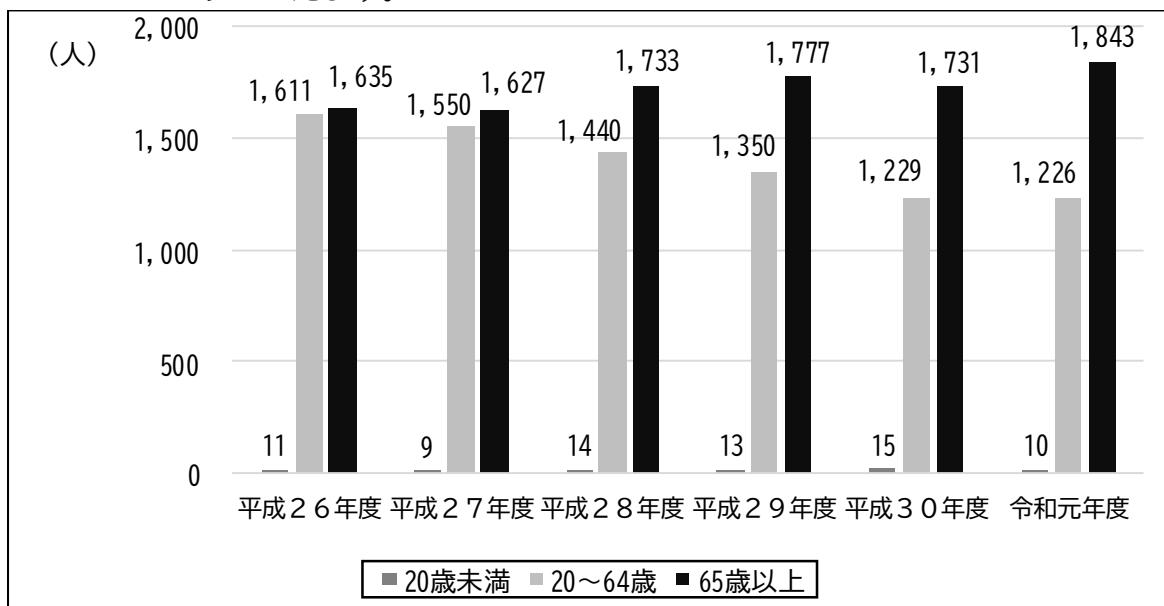
② 精神科病院在院・通院の状況

精神科病院在院患者数は、年々減少傾向にあり、令和元年6月末現在で3,079人となっています。一方、通院医療費公費負担者数は、年々増加しており、令和元年末現在で10,540人と、平成26年度と比べ1,870人、約21.6%増加しています。



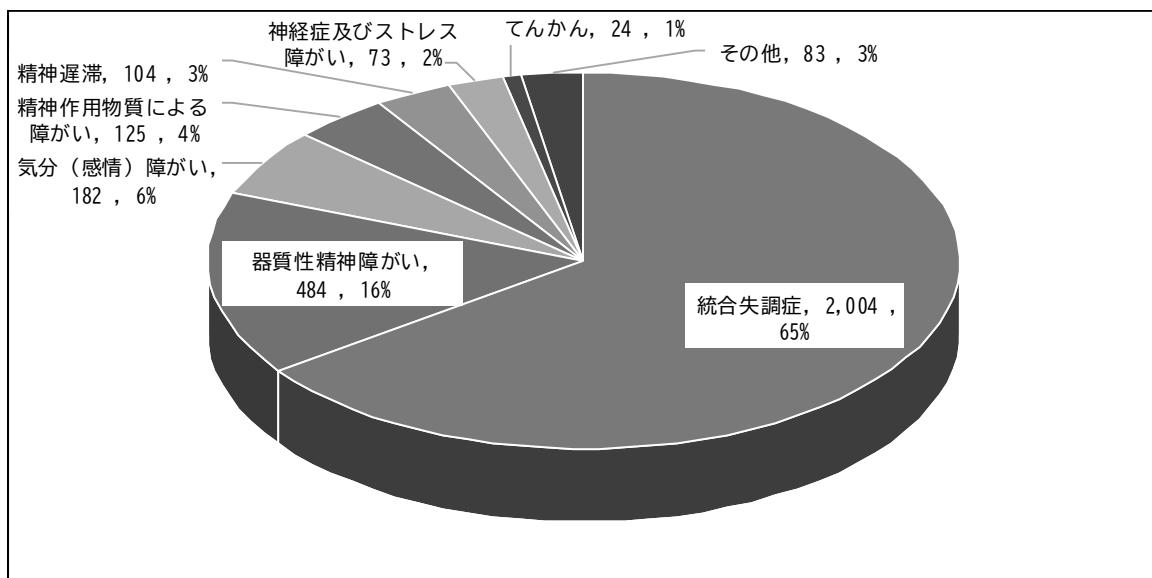
③ 精神科病院在院患者数（年齢別）の推移

精神科病院在院患者数を年齢別で見ると、65歳以上在院患者数は年々増加傾向にあり、令和元年度に1,843人、約59.9%を占め、高齢化が進んでいくことがうかがえます。



④ 精神科病院在院患者数（病名別）の状況（令和元年度）

精神科病院在院患者数を病名別で見ると、統合失調症が最も多く約65.1%（2,004人）を占めており、以下、器質性精神障がい、気分（感情）障がいの順になっています。



2 障がい福祉サービス等の体制整備の状況

令和2年4月1日現在の主な障がい福祉サービス事業者、障がい者支援施設等の指定状況は次のとおりです。

サービスの種類	事業所・施設数	定員
訪問系サービス	591	—
生活介護	55	2, 252
自立訓練（機能訓練）	1	6
自立訓練（生活訓練）	11	133
就労移行支援	29	255
就労継続支援A型	26	478
就労継続支援B型	56	1, 362
就労定着支援	10	—
療養介護	3	404
短期入所	45	
自立生活援助	3	—
共同生活援助	41	762
施設入所支援	25	1, 483
計画相談支援	65	—
地域移行支援	32	—
地域定着支援	32	—
児童発達支援	91	1, 192
医療型児童発達支援	0	0
放課後等デイサービス	128	1, 311
保育所等訪問支援	17	—
居宅訪問型児童発達支援	1	—
福祉型障がい児入所施設	3	110
医療型障がい児入所施設	3	308
障がい児相談支援	55	—

3 今後の課題

これまで、本計画に基づき障がい者施策に取り組んだ結果、主要施策の数値目標は概ね順調に推移しています。

また、障がい福祉サービス等の見込量（利用者数）については、自立訓練（生活訓練）、自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援を除き、概ね達成しています。

特に、就労継続支援B型、就労定着支援、計画相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障がい児相談支援については、見込量を大きく上回っています。

一方、地域生活への移行者数は見込量を下回っており、地域生活を希望する人が地域での暮らしを継続できるよう、地域生活支援拠点等の整備を進める必要があります。

また、障がい児への支援については、主に重度の障がいや医療的なケアを必要とする障がい児への支援等に対応するため、サービス提供体制の計画的な確保が必要です。

さらに、新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえ、障がい福祉サービス事業所等における安定的・継続的なサービスの提供体制の確保に努める必要があります。

第2章 各分野における主要施策

第1節 差別の解消、虐待の防止及び権利擁護の推進

全ての県民が互いに人格や個性を尊重しあう社会の実現に向け、障害者差別解消法や障がいのある人も暮らしやすい徳島づくり条例に基づき、障がいを理由とした差別の解消に取り組みます。

あわせて、障害者虐待防止法に基づく障がい者虐待の防止等、障がい者の権利擁護のための取組みを推進します。

1 障がいを理由とする差別の解消の推進

【現状と課題】

平成28年4月に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）や「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」（以下「改正障害者雇用促進法」という。）が施行され、日常生活や社会生活及び雇用分野において、行政や事業者による障がいを理由とする差別の禁止や、合理的配慮の提供義務などが規定されました。

本県においては、法律について周知・啓発を行うとともに、関係機関との情報共有や連携強化を図るため、障害者差別解消法に規定される障害者差別解消支援地域協議会として「徳島県障がい者差別解消連絡会議」を設置しました。

また、平成28年4月には、障がいのある人も暮らしやすい徳島づくり条例を施行し、障がいを理由とする差別に関する相談窓口の設置や紛争解決のための「徳島県障がいのある人の相談に関する調整委員会」の設置など、権利擁護のための体制を整備しました。

今後、障がいを理由とした差別の禁止や合理的配慮の提供を一層推進するため、条例及び法律の更なる周知・啓発を行うとともに、相談窓口の適正な運営や、徳島県障がい者差別解消連絡会議の充実を図る必要があります。

【施策の方向・具体的取組】

- 障害者差別解消法の意義や趣旨について幅広い県民の理解を深めるため、徳島県障がい者差別解消連絡会議の構成機関との連携により、同法の一層の浸透に向けた各種の広報・啓発活動を展開します。
- 徳島県障がい者差別解消連絡会議による、情報共有や事例研究等を更に積極的に実施し、会議の充実及び関係団体の連携強化を図ります。
- 障がいを理由とした差別に関する相談窓口の利用の促進を図るとともに、徳島県障がいのある人の相談に関する調整委員会の適切な運営を行います。

- 地域における障がいを理由とする差別の解消を推進するため、市町村における対応要領の策定及び障害者差別解消支援地域協議会の設立を促進します。
- 労働局などの関係機関と連携し、雇用分野における障がい者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供について周知・啓発に努めます。
- 障がいや障がい者に対する正しい理解を促進するとともに、ノーマライゼーションの理念の一層の普及を図ります。
- テレビ、新聞、広報紙、刊行物、ホームページ等各種メディアを活用した計画的かつ効果的な啓発・広報活動を実施します。
- 「障害者週間」（12月3日～9日）、「知的障害福祉月間」（9月）、「精神保健福祉普及運動」（10月任意の週）、「発達障害啓発週間」（4月2日～8日）を中心とした啓発・広報活動の一層の充実を図ります。

2 虐待の防止、権利擁護の推進

【現状と課題】

障がい者に対する虐待は、障がい者の尊厳を著しく害するものであり、その対策及び防止が重要です。平成24年に障害者虐待防止法が施行され、本県では全ての市町村で「市町村障がい者虐待防止センター」を、また県には「徳島県障がい者権利擁護センター」を設置し、障がい者の権利擁護・虐待防止に取り組んでいます。引き続き、虐待の未然防止や早期発見等の取り組みを一層推進する必要があります。

また、知的障がい又は精神障がいにより、判断能力が不十分な方を保護し支援する「成年後見制度」への理解を深め、適正な利用を促進していく必要があります。

【施策の方向・具体的取組】

- 障害者虐待防止法に関する積極的な広報・啓発活動を行うとともに、同法の適切な運用を通じ、障がい者虐待の防止及び養護者に対する相談等の支援を行います。
- 市町村職員や事業所等管理者・従事者を対象とした障がい者虐待防止研修を実施し、虐待事案に対応する者の資質の向上を図ります。
- 学校の長等の障がい者虐待防止の意識を醸成し、間接的防止措置を適切に果たすことができるようとする観点から、学校、保育所、医療機関、放課後児童クラブ等の関係者に対し、障がい者虐待防止研修の受講を働きかけます。
- 自ら意思を決定することが困難な障がい者が障がい福祉サービスを適切に利用することができるよう、支援者が本人の意思決定を支援する「ガイドライン」の一層

の普及を図ります。

- 知的障がい又は精神障がいにより判断能力が不十分な者による成年後見制度の適正な利用を促進するため、「地域生活支援事業」における、成年後見制度の活用を支援する「成年後見制度利用支援事業」を推進します。
- 虐待事案を未然に防止する観点から、相談支援専門員、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者等に対し、常日頃から虐待防止に関する高い意識を持ち、障がい者等及びその擁護者の支援に当たるとともに、虐待の早期発見及び虐待と疑われる事案を発見した場合の速やかな通報の周知・指導を行います。
- 指定障がい福祉サービス事業所等及び指定通所支援事業所等の設置者・管理者に対し、障がい者等虐待防止研修受講の徹底及び虐待を防止するための委員会の設置を促すなど、各種研修や指導監査などあらゆる機会を通じて指導助言を継続的に行います。

第2節 行政等における配慮の充実

障がい者がその権利を円滑に行使できるよう、選挙等において必要な環境の整備や障がい特性に応じた合理的配慮の提供を行います。

また、行政機関の窓口等における障がい者への配慮を徹底するとともに、行政情報の提供にあたっては、アクセシビリティへの配慮に努めることで、行政機関における「心のバリアフリー」を推進します。

1 選挙等における配慮等

【現状と課題】

選挙において、障がいのある有権者が円滑に投票できる環境を整備するために、投票所の施設や設備の整備その他必要な施策を講じるとともに、障がい特性に応じた情報提供を行うなど、投票環境の向上に配慮する必要があります。

【施策の方向・具体的取組】

- 市町村に対し、移動に困難を抱える障がい者に配慮した投票所のバリアフリー化、障がい者の利用に配慮した投票設備の設置、投票所における投票環境の向上に努めるよう働きかけます。
- 市町村に対し、障がい者が自らの意思に基づき円滑に投票できるよう、代理投票の適切な実施等について働きかけます。
- 指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施の促進により、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障がい者の投票機会の確保に努めます。
- 政見放送への手話通訳・字幕の付与、点字、音声、拡大文字又はインターネットを通じた候補者情報の提供等、情報通信技術（ＩＣＴ）の進展等も踏まえながら、障がい特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実に努めます。

2 行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等

【現状と課題】

障害者差別解消法の施行により、行政機関に対し「障がいを理由とした差別の禁止」と「合理的配慮の提供」が法的義務となったことを受け、本県では、同法に基づく「職員対応要領」を知事部局・教育委員会・企業局・病院局・警察ごとに策定し、差別の禁止や合理的配慮の提供について周知徹底を図っています。

また、障がい者が円滑に権利行使できるよう、行政機関の窓口や会議、イベント等において、障がい特性に応じた適切な配慮を行う必要があります。

【施策の方向・具体的取組】

- 県における事務・事業の実施に当たっては、障害者差別解消法に基づき、障がい者が必要とする社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（合理的配慮）を行います。
- 県職員に対し障がい者への理解を促進し、「心のバリアフリー」を浸透させるため、より一層の理解の促進が必要な障がいや、外見からは分かりにくい障がいの特性、求められる配慮等についての研修を実施し、窓口をはじめとする県職員の障がい者への配慮の徹底を図ります。また、関係機関における相談事例を県全体で共有するなど、障がい者が必要とする配慮等に関する理解を促進します。
- 市町村に対し、障がい者への理解の促進や合理的配慮の提供に係る指導や情報提供を積極的に行い、県下行政職員全体の「心のバリアフリー」を促進します。
- 県における行政情報の提供等に当たっては、情報通信技術（ＩＣＴ）の進展も踏まえ、アクセシビリティに配慮した情報提供に努めます。

第3節 教育の振興

障がいの有無によって分け隔てられることなく、県民が相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、障がいの有無に関わらず、可能な限り共に教育を受けることのできる仕組みを構築するとともに、障がいに対する理解を深めるための取組みを推進します。

また、障がいのある幼児児童生徒に対する適切な支援を行うことができるよう環境の整備に努めるとともに、障がい者が社会においてその能力を発揮し、自己実現を図ることができるよう、学校教育のみならず生涯にわたってその年齢、能力、障がい特性等を踏まえた教育を受けられるように取り組みます。

1 インクルーシブ教育システムの推進

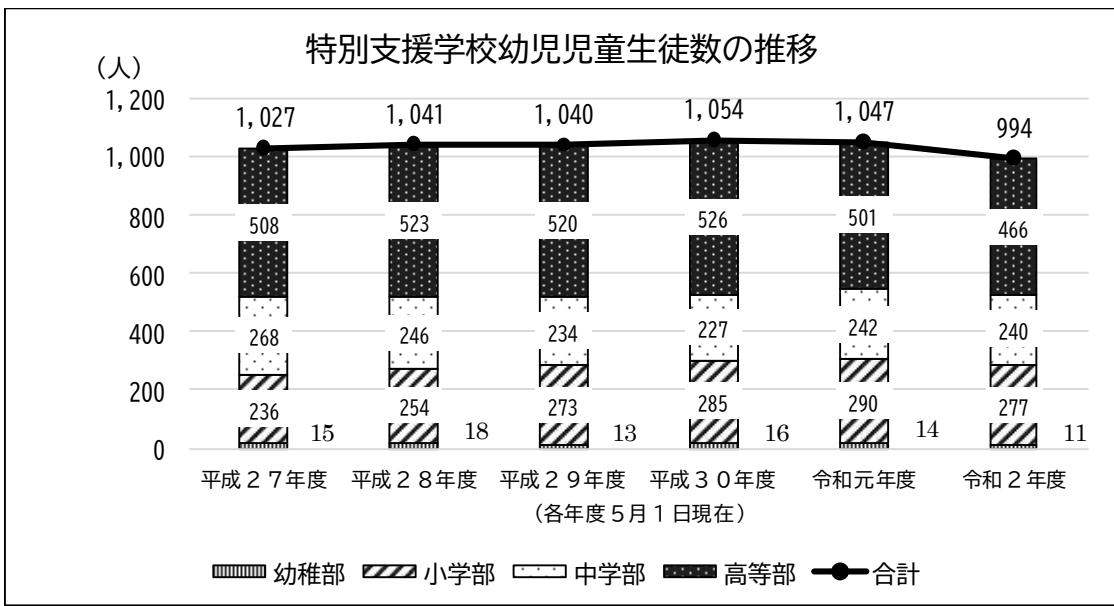
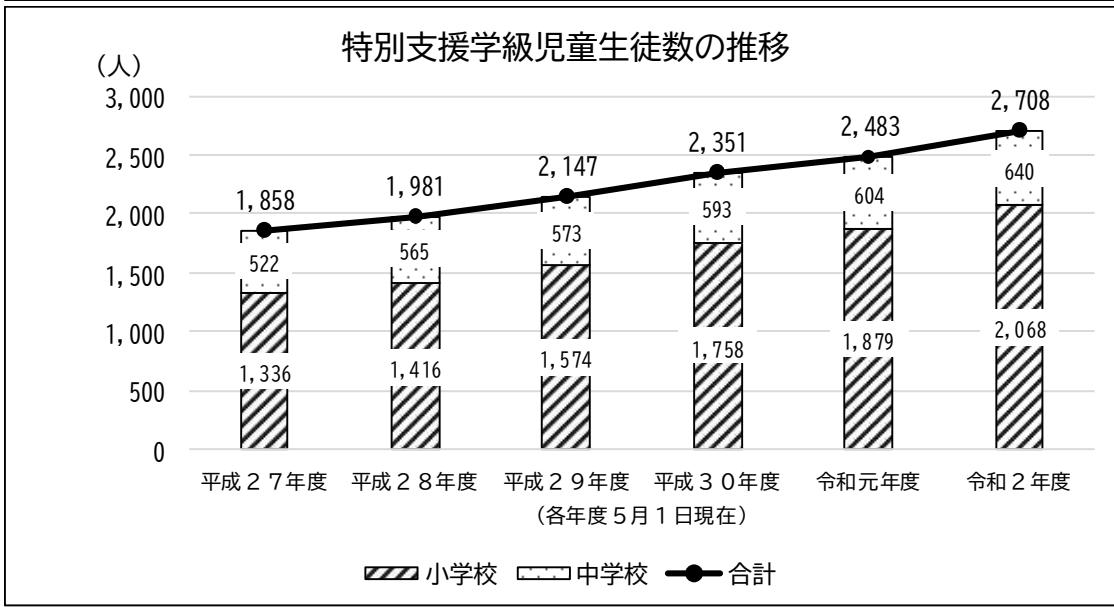
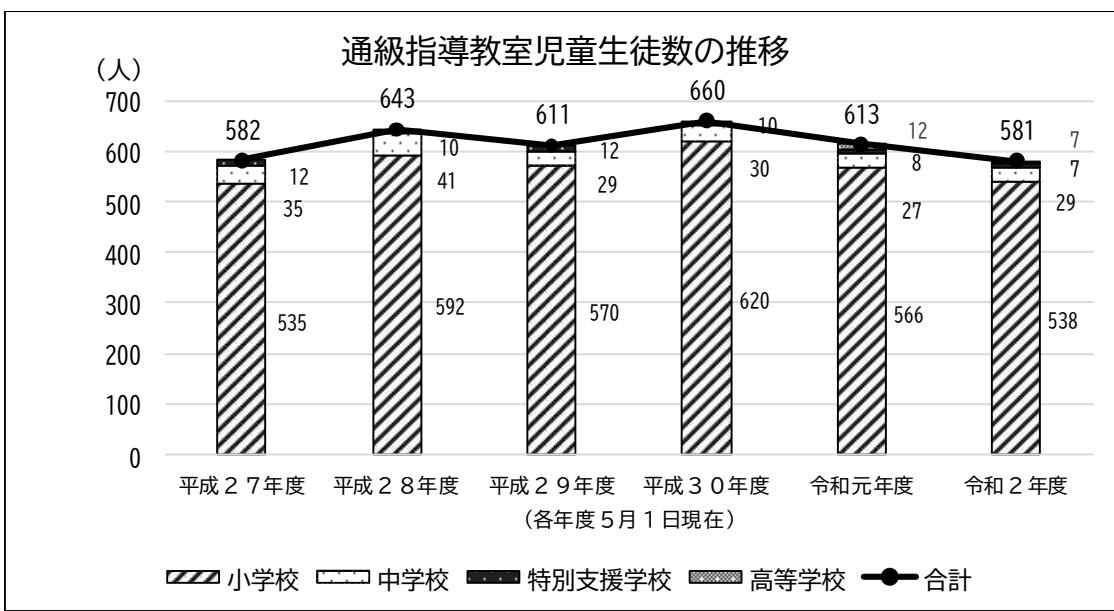
【現状と課題】

障害者権利条約によると、「インクルーシブ教育システム」とは、人間の多様性の尊重等を強化し、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするとの目的の下、障がいのある者となる者が共に学ぶ仕組みであるとされています。共生社会の形成に向けて、障害者権利条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があります。

各学校等において、発達障がいを含めた特別な教育的ニーズのある幼児児童生徒に対するインクルーシブな教育体制の充実を図る必要があります。

また、高等学校においても発達障がい等、支援の必要な生徒が増えており、在籍する発達障がい等のある生徒に対して、特別支援学校の教育課程を参考にし、一人一人の特性に応じた指導の在り方を検討する必要があります。

さらに、特別支援学校においては、幼児児童生徒の将来を見据えたキャリア教育の推進、高等部生徒の働きたい想いに応える就労支援の充実を目指した取組みが重要です。



【施策の方向・具体的取組】

- 幼・小・中学校において、望ましい行動を効果的に教え、その行動ができた際に賞賛や承認をすることにより、児童生徒が適切な行動を学ぶ「ポジティブな行動支援」の考え方の浸透を図り、各園・学校全体でその取組みを推進します。
- 小・中学校の通常の学級に在籍する発達障がいを含めた、学びにくさのある児童生徒の学習を支援するため、一人一人の学習上のつまずきに応じた自律型学習教材を作成し、活用を推進します。
- 高等学校に在籍する、発達障がい等のある生徒の支援の充実を図るため、将来の社会的自立に向けた学習内容（自立活動等）を取り入れた教育を推進します。
- 特別支援学校の児童生徒が学校近隣を中心とした地域の活動に参加するなど、障がいの種別や程度に関わらず一人一人が主役となり、将来にわたって地域で活躍できる力を身につけるため、特別支援学校ならではの強みを生かした教育を推進します。
- 特別支援学校の幼稚部から高等部にわたって幼児児童生徒の将来を見据えたキャリア教育を推進するとともに、特別支援学校高等部生徒の働きたい想いに応える就労支援を更に充実します。

2 教育環境の整備

【現状と課題】

障がいのある子どもの自立や社会参加を目指し、特別支援学校や各小中学校における特別支援学級を設置し、障がい種別や発達段階に応じた専門的な教育を行っています。今後、インクルーシブ教育体制を支えるための教員の専門性を向上させるとともに、通常の学校における特別支援教育の体制整備の促進を図る必要があります。

また、特別支援学校については、特別支援教育の拠点校としてセンター的機能の充実に努める必要があります。

また、県民のライフステージや目的・ニーズに応じて、学校卒業後も生涯にわたって学ぶことのできる学習環境づくりを進める必要があります。

加えて、障がいのある幼児児童生徒が安全かつ円滑に学校生活を送ることができるよう、障がいの程度に応じ、障がい者用トイレ、手すり、スロープ等の整備を行っているところです。更に多様な障がい特性に対応するため、教育環境の整備をより充実させることが必要です。

【施策の方向・具体的取組】

- 市町村の地域特別支援連携協議会等において、幼・小・中・高等学校における特別支援教育体制の整備状況をチェックリスト等を用いて評価し、各園・学校の目標を明確化する取組みを通して、各園・学校、地域におけるインクルーシブな教育体

制を強化します。

- 既存の教員研修に加えて、I C Tを活用した教員用e-ラーニング教材等を活用し、教員の特別支援教育に関する専門性の向上を図ります。
- 特別支援学校のセンター的機能の充実を図るため、学識経験者等と連携し、特別支援学校教員の専門性向上に取り組みます。
- 地域において、県、市町村、高等教育機関、N P O法人等が行っている各種学習機会・情報を体系化し、総合的に提供することにより、生涯学習環境を整備します。
- 視覚障がい等のある子どもが読書を通じて生涯学び続けることができるよう、公立図書館・学校図書館における障がい者サービスの充実に努めるとともに、アクセシブルな書籍等の入手を支援する司書・教員の資質向上を図ります。
- ユニバーサルデザインの考え方に基づき、多様化する障がいに対応可能な、より快適で利用しやすい校舎の整備に努めます。

第4節 安全・安心な生活環境の整備

障がい者が地域で安全・安心に暮らしていくことができる生活環境の実現を図るため、障がい者が安全に安心して生活できる住環境の整備、障がい者が移動しやすい環境の整備、アクセシビリティに配慮した施設等の普及促進、障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進等を通じ、障がい者の生活環境における社会的障壁の除去を進め、アクセシビリティの向上を推進します。

1 住宅の確保

【現状と課題】

障がい者の住宅の確保については、地域における自立生活を支援するため、県営住宅への優先入居の配慮を行っています。今後も引き続き住宅の確保に努めるとともに、関係団体と連携し、障がい者が希望する民間賃貸住宅への円滑な入居を推進していく必要があります。

また、障がい者の地域移行を進めていく中で、障がい者の地域における居住の場の一つとして、日常生活上の介護や相談援助等を受けながら共同生活するグループホームの利用の促進を図るとともに、地域で生活する障がい者を支援するための拠点を整備する必要があります。

あわせて、障がい者が日常生活を送る上でその障がいを軽減し、自立した生活を支援する日常生活用具の給付等を行う必要があります。

【施策の方向・具体的取組】

- 県営住宅を新たに整備する際にはバリアフリー対応を原則とするとともに、既存の県営住宅のバリアフリー化改修を促進します。
- 引き続き県営住宅の障がい者に対する優先入居を実施します。
- 民間賃貸住宅の空き室や空き家を活用した、障がい者等の住宅確保要配慮者向け住宅の登録制度等を趣旨とする住宅セーフティネット法の改正を受け、居住支援協議会等と連携し、セーフティネット住宅の登録の促進や登録住宅の設置者等に対する、指導監督を行います。
- 重度身体障がい者の住宅のバリアフリー改修等を促進するとともに、障がい者の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付又は貸与、及び用具の設置に必要な住宅改修に対する支援を行います。
- グループホームの利用を促進するとともに、重度障がい者にも対応した支援体制の充実を図ります。また、地域で生活する障がい者の支援の拠点となる地域生活支援拠点等の整備を図ります。こうした取組みと合わせて、精神障がい者が地域の一

員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進めます。

2 移動しやすい環境の整備等

【現状と課題】

障がい者が様々な活動に参加するために行動範囲を広げることは、自立や社会参加、生活の質の向上に大きく寄与することから、公共交通機関のバリアフリー化や、移動支援の充実等により、障がい者が安心して移動できる環境を整備する必要があります。

公共交通機関については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(以下「バリアフリー法」という。)の考え方に基づき、障がい者のみならず誰もが快適に利用できる旅客施設・車両及び旅客施設等を中心とした地区の整備について、国、地方自治体及び公共交通事業者が連携して移動の連続性、円滑性を高めるためにユニバーサルデザイン化を促進する必要があります。

また、これらのハード面の整備に併せ、公共交通事業者はもとより各種関係機関、県民が障がい者に対する理解を深め、障がい者が安心して公共交通機関を利用して移動できるよう、協力していく「心のバリアフリー」を進めていく必要があります。

「身体障害者補助犬法」では、身体障がい者が公共の施設や公共交通機関等を利用する場合に、身体障がい者補助犬を同伴することができるような措置等が定められています。このことを広く周知し、理解を求めていく必要があります。

【施策の方向・具体的取組】

- 交通事業者が行うノンステップバスの導入を支援するとともに、より一層、旅客施設や車両のバリアフリー化を進めるよう働きかけます。
- 公共交通事業者、関係機関、県民に対し、障がい者に対する「心のバリアフリー」を推進するため、車いす使用者や白色又は黄色の杖を持った人、身体障がい者補助犬を連れた人など、障がい者への適切な対応について周知・啓発を行い、理解と協力を求めていきます。
- 身体障がい者補助犬の利用希望者の需要に応じた育成・確保に努めます。
- 障がいのある人の通行又は歩行の安全を確保するため、県民及び事業者に対し、自動車運転時において、車両接近通報装置や後退時に音を発する装置が搭載されている場合の使用の義務化について、周知徹底を図ります。

3 アクセシビリティに配慮した施設等の普及促進

【現状と課題】

県は「徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例」に基づき、不特定かつ多数の者が利用する公共性の高い施設（以下「生活関連施設」という。）の新設や改築等を行う際のユニバーサルデザインに関する整備基準を定めており、施

設を設置等しようとする場合は、整備基準に適合するよう努める必要があります。

また、生活関連施設のうち生活環境の整備を進める上で特に重要な施設（特定生活関連施設）の新設等については、県への事前協議が必要となり、整備基準に適合していない場合は、必要な指導や助言を行うことができるとされています。

また、県では身体障がい者や高齢者、妊産婦の方など「歩行困難な方」のため、公共施設、ショッピングセンター、銀行や病院などの出入口に近いところに設置されている「身体障がい者等用駐車場（車いすマークがある駐車場）」について、利用対象者に「身体障がい者等用駐車場利用証（パーキングパーミット）」を交付し、歩行困難な方々に配慮した環境づくりを推進しています。

【施策の方向・具体的取組】

- 徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例の普及啓発及び適切な運用に努めます。
- 「身体障がい者等用駐車場利用証（パーキングパーミット）」の利用について、駐車場を設置する施設の協力を得ながら、不適切な駐車を解消し、歩行困難な方々に配慮した環境づくりを一層推進します。また、同制度を実施している他府県との利用証の相互利用により、利便性の向上を図ります。

4 障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進

【現状と課題】

県では、徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例に基づき、障がい者や高齢者などを含む、全ての人が暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくりを総合的に推進しています。

今後も、この条例に基づき、ユニバーサルな生活環境の実現に向けて各種施策を総合的に推進していく必要があります。

【施策の方向・具体的取組】

- 徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例に基づき、障がいの有無、年齢、性別等に関わらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境を整備する、という考え方から、すべての人が暮らしやすい社会を実現するため、施設の整備、役務の提供及び啓発活動などの取組みを推進します。
- 県民、事業者、行政の各主体が連携・協働し、それぞれの役割に応じて、積極的かつ主体的にユニバーサルデザインの普及に向けた取組みを推進します。また、県民及び事業者の意識の高揚及び知識の普及を図るため、ユニバーサルデザインの先駆的・モデル的取組みについて表彰するなどの啓発活動を推進し、すべての人が暮らしやすい社会の実現を推進します。
- 安全で快適な通行を確保するため、歩道の段差の解消や幅の広い歩道の整備、電

線類の地中化等を促進します。また、駅やバス停等の交通基点と障がい者の利用が多い施設とを結ぶ歩道には視覚障がい者用誘導ブロックの整備を図るほか、公共施設等主要な施設への案内表示についても積極的に推進します。

- 雨の日でも歩きやすく、人にやさしい歩道とするため、平坦部を連続させ、透水性舗装や横断勾配の緩い舗装を実施するよう努めます。
- バリアフリー法に基づき、市町村が定める重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路において、歩行者等と車両が通行する時間を分離する歩車分離式信号、視覚障がい者用付加信号機等のバリアフリー対応型信号機、見やすく分かりやすい道路標識等の整備を推進します。
- 障がい者が安全に安心して自動車を運転できるよう、信号灯器のLED化、道路標識の高輝度化・大型化等を推進します。
- 子どもから高齢者、障がい者をはじめ、多くの方々が集い、それぞれが持つ悩みや経験を共有し、サービス提供の担い手にもなるワンストップ型福祉拠点の取り組みを応援するため「徳島県版ユニバーサルカフェ」の認定を行い整備を推進します。

第5節 防災、防犯等の推進

防災・減災対策の推進に当たっては、障がいの特性に配慮したきめ細やかな施策の充実が求められています。

障がい者が地域社会において安全に安心して生活することができるよう、災害に強い地域づくりを推進するとともに、災害発生時における障がい特性に配慮した適切な情報保障や避難支援、避難所や応急仮設住宅の確保、福祉・医療サービスの継続等を行うことができるように、防災に向けた取組みを推進します。

また、障がい者を犯罪被害や消費者被害から守るため、防犯対策や消費者トラブルの防止に向けた取組みを推進します。

1 防災対策の推進

【現状と課題】

「災害対策基本法」においては、障がい者や高齢者など、防災上特に配慮を要する人を「要配慮者」、そのうち災害発生時において自ら避難することが困難な者で、円滑な避難について特に支援を要する人を「避難行動要支援者」とされ、市町村においては避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられています。

県では、「徳島県地域防災計画」において、障がい者を含む要配慮者に係る災害予防対策及び災害応急対策等について位置づけるとともに、「災害時要援護者支援対策マニュアル」や「災害時障がい者支援ハンドブック」を作成し、障がい者が地域において安全・安心して生活することができるよう、防災対策を行っています。

また、市町村では、避難行動要支援者名簿の情報をもとに、安否確認や避難誘導、避難所での支援などを円滑に実施するため、自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉施設等と連携を図り、必要な支援体制や障がい者等の特別な配慮を必要とする者を対象とした福祉避難所の運営体制の整備に努めることが求められています。

【施策の方向・具体的取組】

- 避難行動要支援者名簿を活用した障がい者に対する適切な避難支援や、その後の安否確認を行うことができるよう、民生委員・児童委員や自主防災組織等の地域の避難支援関係者との情報共有を促進します。
- 市町村や障がい福祉施設の職員等に対し、「福祉避難所運営マニュアル作成指針」や「災害時障がい者支援ハンドブック」による研修を実施し、防災・減災意識の向上を図ります。
- 県及び市町村地域防災計画に基づき、障がい福祉施設における防災教育や防災訓練の実施、生活必需品をはじめとする防災備品の備蓄等を推進します。

- 災害発生時において、福祉避難所の運営が円滑に行われるよう市町村における福祉避難所の体制整備を支援します。
- 避難所ではスロープや多機能トイレ等の設置など、障がい者等要配慮者に配慮した施設・設備を整備するとともに、避難所においては障がい者が必要な物資を含め、障がい特性に応じた支援を得ることができるよう、市町村における必要な体制の整備を支援します。
- 災害発生時、又は災害が発生するおそれがある場合に障がい者に対して適切に情報をお伝えできるよう、関係団体と協働し、手話通訳や要約筆記の派遣など、障がい特性に配慮した情報伝達の体制の整備を促進します。
- 災害発生後にも継続して福祉サービスを提供することができるよう、障がい者支援施設等における災害対策を推進するとともに、地域内外の他の社会福祉施設等とのネットワークを促進します。
- 火災や救急事案の発生時に聴覚・言語機能障がい者がいつでもどこからでも円滑な緊急通報を行えるよう、全国の消防本部におけるスマートフォン等を活用した音声による緊急通報システムの導入を推進します。
- 津波・水害・土砂災害時に要配慮者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、津波災害警戒区域、浸水想定区域および土砂災害警戒区域内における要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び訓練の実施を促進します。
- 自力避難の困難な障がい者等が利用する要配慮者利用施設が土砂災害のおそれのある箇所に立地している場合は、砂防堰堤等の施設整備等及び危険な区域を明示するなど情報提供に努めるとともに、必要に応じて施設の管理者に対して土砂災害に関する知識や防災意識の向上が図られるよう説明を行い、また、砂防堰堤等の施設整備を行うなど、ソフト・ハード一体となった土砂災害対策を重点的に推進します。
- 障がい者が安心して障がい福祉サービス等を利用することができるよう、非常災害時における消防団や近隣住民との連携体制の構築を促進します。
- 難病患者・家族、支援者等が災害発生時に適切な対応が図られるよう、「災害時難病患者支援マニュアル」や「とくしま災害支援手帳」をもとに、平常時からの備えを中心とした体制整備を図り、防災意識の啓発に取り組みます。
- 災害時に障がい者が適切な支援を受けることができるよう、災害時支援ボランティアの養成を行います。

2 防犯対策の推進

【現状と課題】

障がい者が犯罪や事故等の当事者となった場合、その対応に困難を伴うことが多いことから、「ファックス110番」や「メール110番」の活用を推進するとともに、関係職員に対して障がい者の状況に配慮した警察活動に係る研修の実施や、障がい者の状況に応じた啓発活動等防犯対策の充実を図る必要があります。

また、平成28年7月に発生した神奈川県の障がい者支援施設における事件を契機として、社会福祉施設における安全対策の重要性が改めて認識されたところであり、防犯に係る安全確保対策を講じていく必要があります。

【施策の方向・具体的取組】

- 障がい者の緊急時の通報手段として「ファックス110番」や「メール110番」の周知を図るとともに、障がい者への防犯知識の普及に努めます。また、関係職員に対して障がい者の状況に配慮した警察活動に係る研修の充実を図ります。
- 警察と地域の障がい者団体、福祉施設、行政等との連携の促進等により、犯罪被害の防止と犯罪被害の早期発見に努めます。
- 障がい者支援施設等を利用する障がい者が安心して生活できるように、監査等を通じて、防犯に係る安全確保のための施設整備の促進や非常時等の職員対応の点検、指導を行うとともに、関係機関や地域住民等と連携し安全確保体制の構築を図ります。

3 消費者トラブルの防止

【現状と課題】

障がい者をめぐる消費生活上のトラブルは増加傾向にあります。

障がい者が消費者トラブルに巻き込まれた場合、障がい者自身が被害に気づきにくい、悪質な事業者に対する対抗力が弱い、被害を訴えることが困難な状況に陥りやすい等のため、被害の未然防止と早期発見による被害の拡大防止を図ることが重要です。

そのためには、障がい者本人やその家族等の支援者に向けて、障がい者の消費者被害の実態やその対応方法について、周知啓発を図る必要があります。

【施策の方向・具体的取組】

- 令和2年7月に県庁舎内に開設された「消費者庁新未来創造戦略本部」と連携し、障がい者が消費者トラブルに巻き込まれないよう各種施策を推進します。
- 消費者トラブルの防止及び障がい者の消費者としての利益の擁護・増進に資するよう、必要な情報提供を行うとともに、障がい者本人及びその支援者への研修等の実施による「消費者教育」を推進します。

- 市町村に対し、障がい者団体、消費者団体、福祉関係団体、行政等、地域の多様な主体により構成される、障がい者等の消費者被害防止のための「見守りネットワーク（消費者安全確保地域協議会）」の活動を支援します。
- 徳島県消費者情報センターにおけるファックスやEメール等での消費者相談の受付や、相談員等への障がい者理解のための研修の実施等により、障がい者の特性に配慮した消費生活相談体制を整備します。
- 消費者と消費者情報センターのそれぞれが持つ情報やニーズを迅速かつ確実に交換し合う双方向のネットワーク（消費者ネット）の活動を推進します。
- 不適正取引を行っている悪質事業者に対しては、業務停止命令を行う等、厳正に法を執行します。

第6節 保健・医療の推進

障がい者が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、地域医療体制等の充実を図ります。

精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がい者への医療の提供・支援を可能な限り地域において行うとともに、入院中の精神障がい者の早期退院及び地域移行を推進し、いわゆる社会的入院の解消を進めます。また、精神障がい者の地域への円滑な移行・定着が進むよう、退院後の支援に関する取組みを行います。

また、保健・医療人材の育成・確保や、難病に関する保健・医療施策、障がいの原因となる疾病等の予防・治療に関する施策を推進します。

アルコールや薬物、ギャンブル等をはじめとする依存症対策を推進し、当事者・家族が治療や相談を行える体制の構築を進めます。

1 保健・医療の充実等

【現状と課題】

障がい者にとって、医療・リハビリテーションの充実は、病気の治癒だけでなく、障がいの軽減を図り、社会参加や自立を促進させるには不可欠です。また、定期的な医学管理を必要とする障がい者の増加や、障がいに伴う二次障がいの予防に対応するためにも、障がい者の健康管理や医療の充実を図るための施策を進める必要があります。

【施策の方向・具体的取組】

- 障がい者が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、地域医療体制等の充実を図ります。その際、特に、高齢化等による障がいの重度化・重複化の予防及びその対応に留意します。
- 障害者総合支援法に基づき、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療について、自立支援医療（育成医療、更生医療、精神通院医療）による医療費の助成を行います。また、重度心身障がい者に対して医療費等の助成を行います。
- 障がい者の健康の保持・増進を図るため、福祉サービスと連携した保健サービスの提供体制の充実を図ります。また、障がいに起因して合併しやすい疾患、外傷、感染症等の予防と、これらを合併した際の障がい及び合併症に対して適切な医療の確保を図ります。
- 定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることが困難な障がい者に対し、障がい者歯科診療事業や障がい者施設等巡回歯科検診事業を実施し、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持・増進を図る取組みを進めます。

- 医師・歯科医師について、養成課程及び生涯学習において、リハビリテーションに関する教育の充実を図り資質の向上に努めるとともに、様々な場面や対象者に対応できる質の高い看護職員等の養成に努めます。
- 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の医学的リハビリテーションに従事する者について、人材の確保と資質の向上を図ります。
- 依存症の専門医療機関や相談拠点等の関係機関による当事者・家族への支援と治療拠点期間による普及啓発・研修事業を実施します。

2 地域精神保健医療福祉の充実

【現状と課題】

精神障がい者の地域移行を支援するためには、地域で適切な精神医療が受けられる体制を整備するとともに、身近な市町村を中心とした一般精神保健相談体制の充実や、精神保健福祉センターや保健所等において精神保健相談等の各種の支援活動を推進する等、地域精神保健医療福祉対策の充実を図っていくことが重要です。

【施策の方向・具体的取組】

- 入院中の精神障がい者の早期退院（入院期間の短縮）及び地域移行を推進し、いわゆる社会的入院を解消するため、以下の取組みを通じて、精神障がい者が地域で生活できる社会資源を整備します。
 - ア 専門診療科以外の診療科、保健所等、健診の実施機関等と専門診療科との連携を促進するとともに、様々な救急ニーズに対応できる精神科救急システムを確立するなど、地域における適切な精神医療提供体制の確立や相談機能の向上を推進します。
 - イ 精神科デイケアの充実や、外来医療、多職種によるアウトリーチ（訪問支援）の充実を図ります。
 - ウ 居宅介護など訪問系サービスの充実や地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の提供体制の整備を図ります。
 - エ 精神障がい者の地域移行の取組みを担う精神科医、看護職員、精神保健福祉士、公認心理師等について、人材育成や連携体制の構築等を図ります。
- 学校、職域及び地域における心の健康に関する相談、カウンセリング等の機会の充実により、県民の心の健康づくり対策を推進するとともに、精神疾患の早期発見方法の確立及び発見の機会の確保・充実を図ります。

- 精神医療における人権確保のため、精神医療審査会の充実・適正化を図ります。
- 精神疾患について、患者の状態像や特性に応じた精神病床の機能分化を進めるとともに、適切な医療の提供を確保し、患者・家族による医療機関の選択に資するよう、精神医療に関する情報提供及び安全対策の推進を図ります。
- 精神障がい者の地域への円滑な移行・定着を進められるよう、精神障がい者の退院後の支援に係る取組みを行います。
- 精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進めます。
- 精神障がい者及び家族のニーズに対応した多様な相談体制の構築を図ります。精神障がい者に対する当事者による相談活動に取り組む市町村に対し支援を行います。
- アルコールや薬物、ギャンブル等をはじめとする依存症対策について、相談体制の充実を図るとともに、依存症専門医療機関および当事者団体等と密接に連携をとり、対策を強化します。

3 難病に関する保健・医療施策の推進

【現状と課題】

原因が不明であって治療方法が確立していない難病や、治療が長期間にわたり医療費の負担も高額となる小児慢性特定疾病は、その特殊性・希少性から、患者及び家族にとっては心身の負担が大きく、患者の医療費の軽減、患者家族の不安の解消や在宅療養を支援するために、徳島県難病相談支援センターにおける相談事業を行っています。

また、平成25年4月より、障害者総合支援法に定める障がいの範囲に難病患者が加わり、障がい福祉サービスの対象となり、また平成27年1月には、「難病の患者に対する医療等に関する法律」の施行により、医療費助成の対象疾病が拡大されました。今後も、難病患者やその家族が安心して生活できるよう、医療体制や障がい福祉サービス等の支援体制を充実させる必要があります。

【施策の方向・具体的取組】

- 難病患者に対し、総合的な相談・支援や地域における受入病院の確保を図るとともに、各保健所における難病患者地域支援対策推進事業（相談事業、訪問指導、難病対策推進会議等）や難病医療提供体制整備事業（在宅重症難病患者一時入院事業等）の充実を図り、在宅療養上の適切な支援を行うことにより、安定した療養生活の確保と難病患者及びその家族の生活の質の向上を図ります。

- 難病に関する医療の確立、普及を図るとともに、難病患者の医療費の負担軽減を図るため、医療費助成を行います。
- 平成27年1月の児童福祉法改正により、小児慢性特定疾病に係る医療費助成の対象疾病が拡大されました。長期にわたり療養を必要とし、及びその生命に危険が及ぶおそれがある疾病であって、療養のために多額の費用を要するものに対し、健全育成の観点から、その疾病にかかっている患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、医療費助成を行います。
- 難病患者の療養上、日常生活上での悩みや不安等の解消を図るとともに、難病患者の様々なニーズに対応したきめ細やかな相談や支援を通じて地域における難病患者支援対策を推進するため、徳島県難病相談支援センター等により、地域で生活する難病患者の日常生活における相談・支援や地域交流活動の促進等を行います。
- 市町村において、病状の変化や進行、福祉ニーズ等の難病の特性に配慮した円滑な障がい福祉サービス等の提供がなされるよう、理解と協力の促進に努めます。

4 障がいの原因となる疾病等の予防・治療

【現状と課題】

障がいには、先天的な障がいと疾病や交通事故、労働災害等の後遺症による後天的な障がいがありますが、先天的な障がいを防止するためには、障がいの実態と原因の把握に努めるとともに、ライフサイクルの出発点である母子保健活動の一層の充実に努める必要があります。

安心して子どもを産み、ゆとりを持って健やかに育てるための家庭や地域の環境づくりのために、思春期の保健対策の充実、妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保、子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減を推進していく必要があります。

低出生体重児の増加や出産年齢の高齢化等に伴うハイリスク分娩に対応するため、妊婦健康診査の一層の充実や適切な相談・指導を行う体制づくり、並びに周産期医療体制の整備・拡充等を図っていく必要があります。

核家族化や地域の人間関係の希薄化、育児情報の氾濫等により育児不安を持つ親が増えしており、保健師・助産師等による乳幼児期の保健指導の充実、女性健康支援センターやこども女性相談センター、各種相談窓口の周知と拡充、育児サークルの育成等幅広い対応に努めていく必要があります。

後天的障がいは、成人では、脳卒中、骨折等に起因することがあり、その原因となる高血圧症、脂質異常症、心疾患、骨粗しょう症等の生活習慣病を予防するためには、特定健康診査、特定保健指導等を実施していく必要があります。

日常の生活習慣改善を図るため、保健サービスの一層の充実を図るとともに、介護予防事業との連携により、寝たきりの原因となる生活機能低下の早期把握の取組みを推進する必要があります。

県民の精神疾患や精神障がい者に対する正しい理解の促進を図るとともに、精神保

健知識の普及を通じて県民の心の健康づくりを進める必要があります。

思春期、高齢期等のライフステージに応じたきめ細かい精神保健対策を推進することが必要です。特に、人口の高齢化を踏まえ、高齢者の精神的健康の保持増進や精神障がいの予防、老人性認知症の早期発見、早期治療等に積極的に取り組む必要があります。

【施策の方向・具体的取組】

- 国において、「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」が令和元年1月に施行され、県においても、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供する施策を総合的に推進します。
- 妊婦、産婦、乳幼児に対する健康診査及び児童に対する健康診断、保健指導の適切な実施、周産期医療・小児医療体制の充実等を図るとともに、これらの機会の活用により、疾病等の早期発見及び治療、早期療養を図ります。また、障がいの早期発見と早期療育を図るため、療育に知見と経験を有する医療・福祉の専門職の確保を図ります。
- 生活習慣病を予防するとともに合併症の発症や症状の進行等を予防するため、栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善による健康の増進、医療連携体制の推進、健康診査・保健指導の実施等に取り組みます。
- 疾患、外傷等に対して適切な治療を行うため、専門医療機関、身近な地域における医療機関及び在宅における医療の提供体制の充実、保健所、精神保健福祉センター、こども女性相談センター、市町村等による保健サービス等の提供体制の充実及びこれらの連携を促進します。
- 外傷等に対する適切な治療を行うため、医療提供体制の充実及び関係機関の連携を促進します。

第7節 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

障がい者が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、障がい者に配慮した情報通信機器・サービス等の提供の促進や、障がい者が利用しやすい放送・出版の普及等の様々な取組みを通じて情報アクセシビリティの向上を推進します。

また、読書を通じて文字や活字文化の恵沢を享受することのできる社会の実現を目指し、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」を踏まえた、読書環境の整備を推進します。

さらに、地域で暮らす障がい者が、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図りながら、「新たな日常」のもとで、円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、手話通訳者や要約筆記者等、意思疎通支援を担う人材の育成・確保や、サービスの円滑な利用を推進します。

1 情報提供の充実等

【現状と課題】

県では、視覚障がい者や聴覚障がい者等に対し、情報提供が迅速かつ的確に行えるよう、情報提供の拠点となる視聴覚障がい者支援センターにおいて、点字図書、録音図書、デイジー図書（活字での読書が困難な方向けのCD-ROM）や字幕（手話）付き映像ライブラリーなどアクセシブルな書籍等を製作・購入し、利用者へ貸出を行っています。

今後とも、全ての人が等しく情報を得ることができるよう、障がい者に配慮した情報提供の拡充を図るとともに、視聴覚障がい者支援センターの更なる利用者増に向け、収蔵する資料の充実や、積極的な周知を行う必要があります。

【施策の方向・具体的取組】

- 聴覚障がい者に対して字幕（手話）付き映像ライブラリー等の制作及び貸出、手話通訳者や要約筆記者等の派遣について、その充実を図ります。
- 視聴覚障がい者支援センター内に設置している点字図書館におけるアクセシブルな書籍等の充実を図ります。
- 県立図書館におけるデイジー図書や「大活字本」、電子書籍の充実を図ります。
- 点字図書館における点字・録音図書の製作に必要な環境整備の充実を図ります。また、点字図書等の製作を担う人材の養成・育成に努めます。
- 県主催のイベントや講演会において、聴覚障がい者が参加しやすい環境を整えるため、ヒアリングループの設置や要約筆記・手話通訳派遣等による情報保障に努めます。

2 意思疎通支援の充実

【現状と課題】

障がい者が自立し、社会参加できるようにするために、意思疎通手段が確保されている必要があります。

県はこれまで、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、点訳奉仕員等の養成や派遣を行ってきました。引き続き、意思疎通が困難な障がい者の特性に配慮した意思疎通手段の提供体制を充実する必要があります。

また、障がい者が必要な支援や配慮を受けられるよう、障がい者に関する様々なマークについて、その周知啓発に努める必要があります。

【施策の方向・具体的取組】

- 意思疎通支援のため、視覚障がい者のための点訳・音訳奉仕員及び聴覚障がい者のための手話通訳者・要約筆記者の養成及び現任登録者のスキルアップを行い、派遣事業が円滑に行えるよう努めます。
- 情報通信技術（ＩＣＴ）を活用し、災害時にも活用できる遠隔手話サービス事業の体制整備を図ります。
- 盲ろう者（視覚と聴覚の障がいを併せ持つ人）のコミュニケーションを確保するため、指文字、指点字、触手話等により通訳を行う、盲ろう者通訳・介助員の養成及び現任登録者のスキルアップを図り、必要に応じて派遣できる体制を整備します。
- 障がいのある人自らが情報の取得及び意思疎通を行えるよう、生活に必要な訓練を実施します。
- 軽度、中等度難聴児の補聴器購入費用を助成し、言語習得、コミュニケーション能力の向上を支援します。
- 外見では支援や配慮が必要であることが分かりにくい人が、必要な配慮を受けられるよう周囲に配慮を必要としていることを知らせる「ヘルプマーク」など、障がい者に関する様々なマークについて、周知啓発を徹底します。

3 行政情報のアクセシビリティの向上

【現状と課題】

県では、「徳島県ホームページ作成ガイドライン（ウェブアクセシビリティ対策版）」を策定しており、誰もが等しく情報へアクセスできる県ホームページの作成を推進しています。

また、県広報番組における手話通訳又は字幕放送の実施や、県広報紙の点字版及び音声版を発行し、県政情報や地域情報を提供しています。

引き続き、障がい者が円滑に情報を取得・利用することができるよう、障がい特

性に応じた情報アクセシビリティの向上を推進する必要があります。

【施策の方向・具体的取組】

- 障がい特性に配慮し、必要な情報を入手できるよう、県ホームページのウェブアクセシビリティの向上に努めます。
- 災害発生時、又は災害が発生するおそれがある場合に、障がい者に対して適切に情報を伝達できるよう、関係団体との協力を得ながら、障がい特性に配慮した情報伝達ができる意思疎通支援者の確保に努めます。
- 障がい者や障がい者施策に関する情報提供及び緊急時における情報提供等を行う際には、知的障がい者等にも分かりやすい情報の提供に努めます。
- 政見放送への手話通訳・字幕の付与、点字、音声、拡大文字又はインターネットを通じた候補者情報の提供等、情報通信技術（ＩＣＴ）の進展等も踏まえながら、障がい特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実に努めます。

第8節 雇用・就業、経済的自立の支援

障がい者が地域で質の高い自立した生活を営むためには就労が重要であるとの考え方の下、働く意欲のある障がい者がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労を希望する者に対しては多様な就業の機会を確保するとともに、一般就労が困難な者に対しては福祉的就労の底上げにより工賃の水準の向上を図るなど、総合的な支援を推進します。

また、雇用・就業の促進に関する施策との適切な組み合わせの下、年金や諸手当の支給、経済的負担の軽減等により障がい者の経済的自立を支援します。

1 総合的な就労支援

【現状と課題】

本県では、就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障がい者に対し、「障害者就業・生活支援センター」を県内の障がい保健福祉圏域（3圏域）ごとに設置し、障がい者の就業に関する相談支援や、日常生活に関する助言、事業所に対する助言等を行っています。また、障がい者の職業生活における自立を図るため、雇用・福祉・教育等の関係機関が連携して、障がい者の就業面や生活面における一体的な支援を行う必要があります。

職業能力開発の機会を確保するため、県立テクノスクールにおいて、企業や社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等の多様な委託先を活用し、障がい者の多様なニーズに対応した委託訓練を実施しています。

また、特別支援学校生等の障がい者の就労を支援するため、西部テクノスクールにおいて就労現場に沿った職業訓練を実施しています。

引き続き、関係機関や事業主との連携の下に職業訓練を実施し、障がい者の一般就労を促進する必要があります。

【施策の方向・具体的取組】

- 福祉、教育、医療等から雇用への一層の推進のため、ハローワークや徳島障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターを始めとする地域の関係機関が密接に連携して、職場実習の推進や雇用前の雇入れ支援から雇用後の職場定着支援までの一貫した支援を実施します。
- 障がい者を雇用するための環境整備等に関する各種助成金制度を活用し、障がい者を雇用する企業に対する支援を行います。あわせて、障がい者雇用に関するノウハウの提供等に努めます。
- 障がい者職業能力開発校における障がいの特性に応じた職業訓練、技術革新の進展等に対応した在職者訓練等を実施するとともに、一般の公共職業能力開発施設において障がい者向けの職業訓練を実施するほか、民間教育訓練機関等の訓練委託先

を活用し、障がい者の身近な地域において障がい者の多様なニーズに対応した委託訓練を実施します。また、障がい者の職業能力の開発・向上の重要性に対する事業主や県民の理解を高めるための啓発に努めます。

- 就労移行支援事業所等において、一般就労をより促進するため、積極的な企業での実習や求職活動の支援(施設外支援)等の推進を図ります。
- 優れた技術・技能を持つ障がい者を「障がい者マイスター」として毎年度認定し、就労意欲の向上を図るとともに、障がい者マイスターが製作した製品や技術を広報し、付加価値を高めます。

2 経済的自立の支援

【現状と課題】

障がい者が地域社会の中で自立するためには、生活の基盤である所得を保障する必要があります。所得保障の基本となるものとして、障害基礎年金等の年金制度や特別障害者手当等の各種手当制度があり、障がい者やその家族の生活を安定させる大きな役目をしています。このほか、障がい者の経済的負担を軽減するため、自立支援医療の給付や重度心身障がい者の医療費の自己負担分の助成、各種税の減免、運賃・料金の割引、各種資金の貸付け等を行っており、今後も引き続き、これらの制度の効果的な活用や周知徹底を図る必要があります。

【施策の方向・具体的取組】

- 障がい者の生活安定のため、障害基礎年金等の公的年金制度や特別障害者手当、特別児童扶養手当等の各種手当制度の周知徹底を図ります。
- 障がい者の経済的自立と生活の安定・向上を図るため、障がい者のニーズに応じ、必要な資金の貸し付けを行う生活福祉資金制度の効果的活用を促進します。
- 重度心身障がい者（児）等の医療費負担を軽減するため、更生医療等の給付や、県単独の医療費助成制度を実施します。
- 障がい者の経済的負担を軽減するため、各種税の減免制度やJR等の運賃・料金の割引制度、NHK放送受信料の減免制度等について、周知の徹底を図ります。

3 障がい者雇用の促進

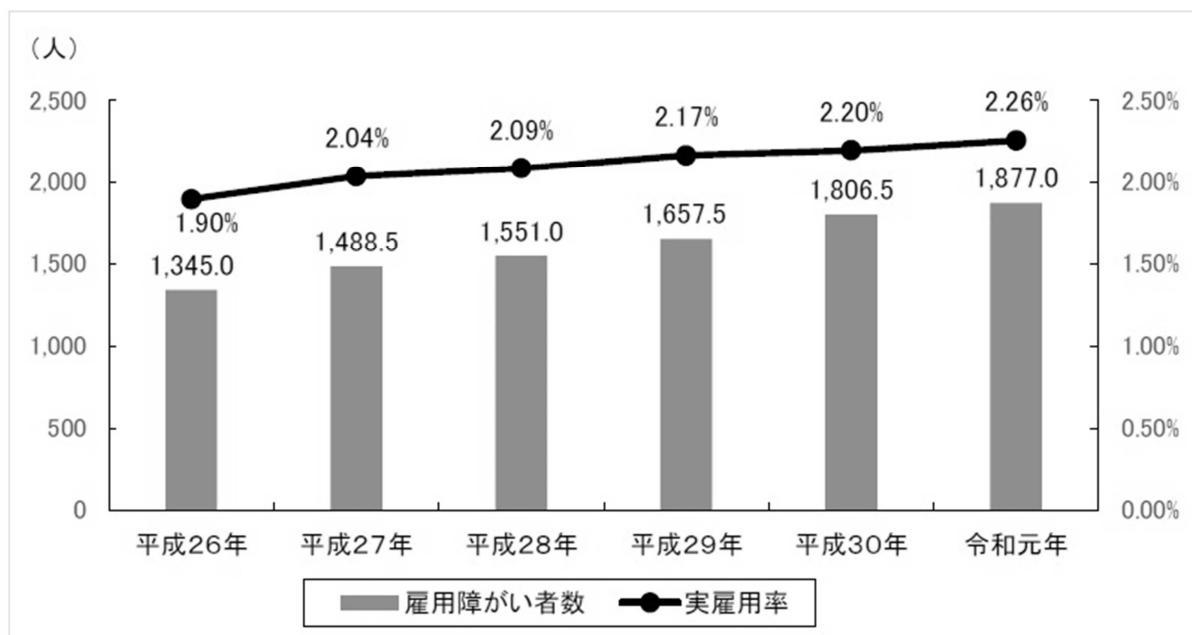
【現状と課題】

本県では、平成18年に民間企業における障がい者雇用率が全国最下位(1.33%)となったことから、「とくしま障がい者雇用促進憲章」の制定や「とくしま障がい者雇用促進行動計画」の策定、「徳島県障がい者の雇用の促進等に関する条例」の制定など、各分野の積極的な取組みにより、令和元年6月1日現在の県内民間企業の障がい者雇

用率は2.26%にまで上昇し、法定雇用率(2.2%(平成29年度までは2.0%))を上回りました。

しかしながら、働く場を求める障がい者は年々増加する中、法定雇用率未達成企業(199社/508社)のうち、障がい者を一人も雇用していない企業が58.8%にのぼることや、平成30年度から精神障がい者が法定雇用率の算定基礎に含まれたことにより民間企業の法定雇用率が段階的に引き上げられ、令和3年3月1日には2.3%となることから、更なる障がい者雇用への取組みが必要となっています。

○ 障がい者雇用の状況（各年6月1日現在）



※ 小数点については、重度以外の身体障がい者数及び知的障がい者数並びに精神障がい者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）が0.5人分（精神障がい者については、採用時期などにより1人分）としてカウントされるためです。なお、短時間労働者の実雇用率算定は、精神障がい者は平成18年から、重度以外の身体障がい者及び知的障がい者は平成23年から実施されています。

【施策の方向・具体的取組】

- 法定雇用率未達成企業に対しては、効率的な指導を実施するとともに、法定雇用率対象外企業に対しても、障がいのある人の雇入れや定着促進に対する支援・指導を実施し、障がいのある人の就職件数の増加に努めます。
- 法定雇用率対象外企業も含むあらゆる企業に対し、障がい者雇用に関するセミナーの実施や就労支援制度、各種助成制度など障がい者雇用促進制度の周知を図り、活用を促進するとともに、さらなる雇用の場の確保をめざします。
- 一般就労への移行推進を図るため、就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を推進します。
- 県が率先して、障がい者を職員に採用するとともに、合理的配慮の提供をします。
- 障がいのある人の雇用を促進するために事業所、関係機関で構成する障がい者雇用促進ネットワークを拡充し、地域（東部、西部、南部圏域のネットワーク）との連携や課題解決に取り組みます。
- 障がいのある人やその関係者に対して、就労に向けた交流やマッチングの場を提供するとともに、特に特別支援学校の生徒に対しては「特別支援学校ゆめチャレンジフェスティバル」への参加や、「特別支援学校の生徒等の就労支援活動に関する協定締結」に基づく協力事業所への職場実習などにより、相互理解を深める取組みを推進します。
- 障がい者雇用に顕著な実績をあげた企業（団体）や職場で活躍している障がいのある人に対して、知事表彰を行うとともに、企業に対してはシンボルマークの使用による社会的貢献に対する顕彰を行います。
- 職場適応訓練制度及び県単独の徳島県重度心身障害者雇用奨励金の活用によって、就職の促進と採用後の職場定着の促進を図ります。

4 障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業機会の確保

【現状と課題】

障がい者がその能力を発揮して働く機会を広げていくためには、一人一人の障がいの特性や程度に応じたきめ細やかな就労支援を行っていく必要があります。

精神障がいや発達障がい等、多様な特性を有する就職希望者は増加しており、今般の新型コロナウイルス感染症拡大による影響にも注視しつつ、こうした状況に対応した支援体制を整えていくことが必要です。

【施策の方向・具体的取組】

- 発達障がい及び高次脳機能障がい等も含む障がいのある人が安心して働き暮らしていくよう、専門的支援のできる人材の育成とともに、雇用・教育・福祉・医療等が連携して、就労・生活をサポートします。
- ハローワークや障害者就業・生活支援センターなどの地域の支援機関からなる「障がい者就労支援チーム」による、就職に向けた準備から職場定着までの一連の支援や事業所にジョブコーチを派遣して、障がいのある人及び事業主に対して、障がい特性を踏まえた直接的、専門的な援助を行い、障がいのある人の就労を支援します。
- 障がい者就労支援施設への農業に関する専門家の派遣や、「農福連携マルシェ」の開催や、六次産品化の支援等を通じて、農業分野での障がい者の就労を支援します。
- 障がい者が中山間地の高齢者への「移動販売」と「見守り」を行う「障がい者が繋ぐ地域の暮らし“ほっとかない”事業」の実施により、障がい者の多様な特性を生かし、地域の活性化に貢献しながら、やりがいを持って活躍できる就労の場の創出を図ります。
- 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた「新たな日常」に対応するテレワーク等の新たな働き方を推進します。

5 福祉的就労の底上げ

【現状と課題】

本県では、就労継続支援B型事業所を中心とした利用者の工賃を引き上げるため、「徳島県工賃向上計画」を策定、事業所で生産された製品のブランド化や事業所への指導等に積極的に取り組んでおり、平成30年度の工賃実績は22,235円／月と初めて全国第1位となりました。

令和元年度の工賃実績は22,147円／月と引き続き全国1位となり、高い水準を維持していますが、新型コロナウイルス感染症の影響により製品の販売や就労の機会が減少しており、就労継続支援事業所等の「新たな日常」への対応を支援する必要があります。

今後とも、製品のブランド力の向上や販売促進の支援等により、引き続き工賃の向上を図ります。

【施策の方向・具体的取組】

- 障がい者が地域社会において自立し、いきいきとした生活が営めるよう、就労継続支援事業所等の製品のブランド力を強化するとともに、インターネットやイベントでの販売等を通じて、販路拡大を推進することにより、利用者の工賃アップを図ります。

- 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(平成24年法律第50号)に基づき、県が率先して就労継続支援事業所等の製品を優先発注したり、県民局等の県関係施設を就労継続支援事業所等の製品の対面販売の実習場所として活用することにより、製品の販路拡大と就労能力の向上が図れるよう支援します。また、民間企業、団体等にも協力を呼びかけ、行事、イベント等における販売機会の増加を図ります。
- 農業分野での障がい者の就労支援と農業の担い手不足の解消を図る「農福連携」を推進するための「農福連携推進検討会」において、障がい者就労支援施設の円滑な農業参入等を検討し、障がい者の工賃向上を目指します。
- 林業や水産業分野での障がい者の就労支援を検討し、「農福連携」の更なる拡大を目指します。

第9節 スポーツ・文化芸術活動等の振興

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会及びその後を見据え、障がい者のスポーツ・文化芸術活動等への参加を一層促進し、障がい者の生活を豊かにするとともに、障がい者の自立と社会参加の促進に寄与します。

また、スポーツや文化芸術、レクリエーション活動における障がいのある人とない人の交流を通じ、県民の障がいへの理解と認識を深め「心のバリアフリー」を促進します。

さらに、地域における障がい者スポーツの一層の普及に努めるとともに、競技性の高い障がい者スポーツにおけるアスリートの育成強化を図ります。

1 スポーツに親しめる環境の整備、パラリンピック等競技スポーツに係る取組みの推進

【現状と課題】

障がい者の体力の維持増強を図るとともに、自立と社会参加の推進を図ることは非常に重要です。また、そうした目的を達成する上で、障がい者がスポーツを通じ、交流を図る機会を持つことは非常に効果的です。

本県では、障がい者スポーツの推進体制を整備するため、関係団体と連携し、平成28年7月に「徳島県障がい者スポーツ協会」を設立し、障がい者スポーツの総合的な振興を図っています。

また、障がいの有無に関わらずスポーツを行うことができる社会を実現するため、地域において障がい者が継続的にスポーツに参加できる環境を整備するとともに、障がい者のスポーツ振興を図るために、様々な競技種目において、大会や講演会・教室等へ障がい者スポーツ指導員を派遣し、指導を行う必要があります。

【施策の方向・具体的取組】

- 徳島県障がい者スポーツ協会の関係者間のネットワーク形成を図りながら、障がい者が身近な地域で日常的にスポーツを楽しむ環境づくりや競技力の向上に取り組むことにより、総合的な障がい者スポーツの振興を図り、障がい者の健康増進や社会参加を促進するとともに、障がいに対する県民の相互理解を深め、もって活力ある共生社会の実現に貢献できるよう、協会の運営を補助します。
- パラアスリートの発掘・育成に資する環境整備と、パラスポーツを通じた交流の促進を図るため、「とくしまパラスポーツ人材バンク」を活用し、大会や地域のイベントへの指導者等の派遣や、パラスポーツを実施したい方々とのマッチング支援を行います。
- 障がいの有無に関わらず参加することのできるスポーツ大会の開催により、障がいのある人とない人の交流を促進します。

- 障がい者の活動・交流拠点である障がい者交流プラザの機能強化により、障がい者スポーツの促進を図ります。
- 障がい者の体力の維持増強を図るとともに、自立と社会参加の推進に寄与することを目的とし、全国障害者スポーツ大会の選手選考会を兼ねる「ノーマピック・スポーツ大会」を開催します。
- パラリンピック及びデフリンピックへの出場選手輩出を目指し、選手及び団体の育成、強化を図るため、国際大会や全国大会で活躍が期待される選手等に対し、海外遠征費等、競技力の向上に関する経費を助成します。
- 全国障害者スポーツ大会へ本県選手団を派遣することで、県民の障がい及び障がい者に対する理解を深め、障がい者の社会参加を促進します。
- 障がい者トップアスリートが、小・中・高等学校、特別支援学校等を訪問し、自身の経験や競技の魅力を伝える講演会を実施することにより、障がい者スポーツに対する理解促進を図ります。
- 年齢や性別、国籍、障がいの有無等に関わらず、誰もが取り組むことのできる「eスポーツ」を活用した交流機会を創出します。

2 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備

【現状と課題】

文化芸術を創造し、享受することは、障がいの有無に関わらず、人々に心の豊かさや相互理解をもたらすものであり、障がい者の自立や社会参加の推進に重要なものです。

国においては、障がい者の文化芸術活動の推進を図るため、平成30年6月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」を施行、平成31年3月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」を策定しました。

本県では、障がい者の文化芸術活動を支援するため、関係機関と連携し、平成30年9月に「徳島県障がい者芸術・文化活動支援センター」を、設置しました。

世界的なスポーツの祭典であると同時に、文化の祭典でもある東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会とその後を見据え、障がい者の文化芸術活動の支援及び、障がいのある人とないとの交流促進をより一層推進することが必要です。

【施策の方向・具体的取組】

- 「徳島県障がい者芸術・文化活動支援センター」を核とした、県内事業所等に対する相談支援や、関係者のネットワーク構築、ホームページやSNSを活用した情報発信により、活動環境の充実を図ります。

- 障がい者施設等に指導者を派遣し、芸術文化講座を実施することにより、障がい者の芸術文化活動の充実・強化を推進します。
- 文化芸術活動を支援する人材の育成やスキルアップを目的とした研修会の実施により、支援環境の充実を図ります。
- 障がい者のアート作品を募集・展示し、県内の優れたアート活動を支援する「アーティストの卵発掘展」等、障がい者が、多様な文化芸術活動に参加できる機会を提供するとともに、優れた才能を伸ばす取組みを推進します。
- 先進的な取組みを紹介する講演会の開催や、高い評価を受けている創作作品の展示等により、障がい者の文化芸術活動が持つ魅力に対する理解を促進します。
- 舞台芸術に関するワークショップや成果発表等の機会を創出し、舞台芸術活動に関する支援を実施します。
- 県立近代美術館や県立博物館等における文化芸術活動の公演・展示等において、字幕や音声案内サービスの提供等、障がい者のニーズに応じた工夫・配慮が提供されるよう努めます。
- 障がい者の活動・交流拠点である障がい者交流プラザの機能強化により、障がい者のレクリエーションの促進を図ります。
- 障がい者交流プラザに、障がい者アートの常設展示スペースを設け、障がい者アート作品を鑑賞できる環境の整備を行います。

第10節 自立した生活の支援

障がいの有無に関わらず、全ての県民が相互に人格と個性を尊重し、安全かつ安心に暮らすことのできる地域社会の実現に寄与するため、障がい者の地域生活への移行（以下「地域移行」という。）を一層推進し、障がい者が必要なときに必要な場所で、地域の実情に即した適切な支援を受けられるよう取組みを推進します。

入院中の精神障がい者の退院及び地域移行を促進し、社会的入院の解消を進めていくため、グループホーム、訪問系サービス、日中活動系サービス等、退院後の生活を支える体制の整備を推進するとともに、「高齢入院患者地域支援事業」及び市町村の「地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）」等を活用して退院に向けた支援・地域定着のための支援を推進します。

また、障がい者及び障がいのある子ども（以下「障がい者等」という。）が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、在宅サービスの量的及び質的な充実、障がいのある子どもへの支援の充実、障がい福祉サービスの質の向上、障がい福祉の人材育成及び確保等に着実に取り組んでいきます。

さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を図りながら、安定的・継続的な福祉サービス提供体制の確保の両立に取り組みます。

1 地域移行支援及び在宅サービス等の充実

【現状と課題】

障がい者支援施設に入所する障がい者（以下「施設入所者」という。）の地域移行や退院が可能な精神障がい者（以下「精神科病院入院者」という。）の地域移行等により、サービス利用者の増加が見込まれることから、十分なサービス量を確保する必要があります。どこの地域に暮らしても必要とするサービスが十分利用できるように圏域間の不均衡のない提供体制の整備とサービスの質の確保が課題となっています。

障がいの重度化や重複化及び障がい者や介護者の高齢化等により、障がい者のニーズはますます多様化しており、身近な地域で必要なサービスを組み合わせて利用できるよう、障がい福祉サービスの提供体制の整備を図り、個々のニーズに沿ったサービスの提供に努めていく必要があります。

障がい者が円滑に地域移行するためには、住まいの場となるグループホームの充実が重要です。今後、地域移行が進むにつれ、グループホームの需要はさらに増える見込みであり、公営住宅や民間アパート（以下「公営住宅等」という。）の地域の資源や実情を踏まえ、「障がい保健福祉圏域」ごとに、計画的にグループホームの整備を図る必要があります。

【施策の方向・具体的取組】

(1) 訪問系サービスの充実

○ 障がい者がどこの地域に暮らしても、その必要とする訪問系サービスを利用でき

るよう、介護保険の「訪問介護サービス事業所」等に障害者総合支援法の周知を行い、積極的な参入を求めていくことで、サービス提供の体制の充実を図ります。

- サービスの質の向上及び多様なニーズに対応できるサービスの提供体制の整備のために、事業者に対する研修の充実を図ります。
- 退院後の居宅におけるケアを充実させ地域移行をさらに進めるために、「介護職員等によるたんの吸引等研修」を行い、サービスの充実を図ります。
- 「同行援護従業者」、「行動援護従業者」、及び「ガイドヘルパー」の研修の推進を図り、障がい者の外出を支援する体制の充実を図ります。
- 山間部等サービス提供体制が不足している地域については、引き続き体制の整備に努めます。
- 「同行援護」等のスキルアップ研修が受講できる体制の整備を図ります。また、適宜、研修会や講習会等を開催し、事業者の資質の向上を図ります。
- 障がい者の居宅等においてたんの吸引等を安全かつ適切に行うことができる介護職員等を養成するために、「介護職員等によるたんの吸引等研修事業」を開催します。

(2) 障がい者等への日中活動系サービスの充実

- 既存の障がい支援施設や小規模作業所をはじめとし、NPO法人、地域活動団体、遊休施設等の地域資源を有効に活用します。
- 地域で生活する障がい者のニーズにきめ細やかな対応をするため、また、圏域の単位を標準としたサービス提供の体制を確保するため、「地域活動支援センター」等の個別給付事業者への移行促進やサービス供給量が不足している圏域を中心にサービス提供体制の整備を促進します。
- 「サービス管理責任者研修」を開催し、サービス及びサービス従事者の資質の向上を図るために必要な知識や技術を有する「サービス管理責任者」を養成します。

(3) グループホームの充実及び地域生活支援拠点等の整備

- 公営住宅等の地域資源を活用し、質及び量の充実を図ります。
- 家庭事情や住宅事情等の理由で日常生活の援助を必要とする障がい者を支援するため、また、地域での生活を希望する施設入所者や精神科病院入院者の地域での自立生活を支援するため、グループホームの整備が促進されるよう配慮します。

- 地域の資源や実情を踏まえ、公営住宅等のグループホームへの活用を働きかけるとともに、グループホームについてサービス提供体制が不足している圏域を中心に適切な事業所の新規参入を促進します。
- 「サービス管理責任者研修」を開催し、サービス及びサービス従事者の資質の向上を図るために必要な知識及び技術を有する「サービス管理責任者」を養成します。
- 施設入所者が、「自立訓練事業」等の「日中活動事業」を利用することにより、生活の拠点をグループホーム、一般住宅等へ移行することができるよう、障がい福祉サービスの提供体制の整備を推進し、施設入所者の地域移行を促進します。
- 障がい者の地域移行を促進するとともに、地域での生活をより一層安心できるものとするため、障がい者の地域での生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等）を担う「地域生活支援拠点等」の早期整備を進めます。また、好事例の紹介や課題の共有等、必要な支援を行い、地域生活支援拠点等の機能の充実を図ります。

2 相談支援体制の構築

【現状と課題】

障がい者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障がい福祉サービスの提供体制の確保や、サービスの適切な利用を支え、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が重要です。また、「相談支援事業者」等は、障がい者及びその家族が抱える複合的な課題を把握し、適切な保健、医療、福祉サービスにつなげるなど、行政機関やその他関係機関との連携に努めることが必要です。

今後利用者数は増加する見込みであり、更なる体制の確保を図る必要があります。

【施策の方向・具体的取組】

(1) 相談支援体制の構築

- 障がい福祉サービスの利用に当たって作成される「サービス等利用計画」については、支給決定に先立ち必ず作成されるよう体制を維持することが重要であることから、利用者の増加等に応じて更なる体制の確保を図ります。
- 県は、福祉に関する各般の問題について障がい者等からの相談に応じる体制の整備に加え、「サービス等利用計画」の作成を含めた相談支援を行う人材の育成支援や専門的な助言、指導等を図ります。
- 市町村に対し、「基幹相談支援センター」の設置に向け、積極的に働きかけます。

(2) 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保

- 相談支援体制の構築が進むことに伴い、障がい者支援施設の入所者への「サービ

ス等利用計画」の作成や同計画の実施状況の把握を行うことを通じて、地域移行のための支援に係るニーズが顕在化し、増加することも考えられることから、地域移行の支援に係るサービスの提供体制の確保を図ります。

- 障がい者支援施設や精神科病院等から地域生活へ移行した後の地域への定着（以下「地域定着」という。）はもとより、現に地域で生活している障がい者等がそのまま住み慣れた地域で生活できるようにするため、地域移行支援とあわせて自立生活援助や地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実を図ります。

(3) 発達障がい者（児）に対する支援

- 発達障がい者総合支援センター（ハナミズキ・アイリス）を拠点として、発達障がい者（児）への総合的な支援を進めるとともに、発達障がい者（児）が可能な限り身近な地域において早期発見・早期支援とともに切れ目のない支援を受けられるよう、きめ細やかな支援体制整備の充実を図ります。
- 発達障がい者（児）の早期発見・早期支援には、発達障がい者（児）及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、市町村に対し、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制の確保を働きかけます。

(4) 協議会の設置等

- 県域全体の相談支援体制の整備を図ることを目的として設置している「徳島県障がい者自立支援協議会」を中心として、県内の地域自立支援協議会（市町村）ごとの相談支援体制の整備を推進し、点検、評価、助言等を行います。また、県が「障がい者施策基本計画」を定め、または変更しようとする際には「徳島県障がい者自立支援協議会」に対し意見を求めるとともに、障がい者が安心して地域に住むことができるよう、居住支援協議会との連携を図ります。
- 「徳島県発達障がい者支援地域協議会」の設置により、発達障がい児者支援に関する施策の総合的な推進を図ります。

3 障がいのある子どもに対する支援の充実

【現状と課題】

児童福祉法においては、障がいのある児童（以下「障がい児」という。）が身近な地域で適切な支援が受けられるようになるとともに、併せて年齢や障がい特性に応じた専門的な支援が提供されるよう質の確保を図ることとされています。

また、子ども・子育て支援法においては、「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と定められています。

障がい児支援にあたっては、これらの法の理念の下、教育、保育等の関係機関とも

連携を図った上で、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図るとともに、年齢や障がい特性に応じた専門的な支援が提供されるよう質の確保を図る必要があります。

障がいの重度化・重複化等により、障がい児のニーズはますます多様化しており、特に西部圏域及び南部圏域においては、より身近なところで支援を受けられる体制の整備を進めていく必要があります。

【施策の方向・具体的取組】

(1) 地域支援体制の構築

- 「障がい児通所支援」等における障がい児及びその家族に対する支援について、障がい児の障がい種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制の整備を行います。
- 「児童発達支援センター」については、障がいの重度化・重複化に対応する専門的機能の強化を図った上で、地域における中核的な支援施設として位置づけ、「障がい児通所支援」等を実施する事業所と緊密な連携を図り、重層的な「障がい児通所支援」の体制整備を図ります。
- 「障がい児入所支援」について、虐待を受けた障がい児等への対応を含め、地域における様々なニーズに対応する機関としての専門的機能の強化を図ります。特に、「短期入所」や親子入所等の実施体制の整備に努めます。
- 県は、「障がい児通所支援」及び「障がい児入所支援」を、障がい児支援の両輪として相互に連携させるため、「障がい児通所支援」の広域的な調整及び「障がい児入所支援」の体制整備の双方の観点から一体的に進めています。
- 「障がい児通所支援」や「障がい児入所支援」から障がい者のサービスである「障がい福祉サービス」へ円滑に支援の移行が図られるよう、県及び市町村が緊密な連携を図ります。
- 障がい児に対し、質の高い専門的な発達支援を行うことができるよう、「障がい児通所支援事業所」及び「障がい児入所施設」の支援の質の向上と支援内容の適正化を図ります。

(2) 保育、医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

- 「障がい児通所支援」の体制整備に当たっては、「保育所」や「認定こども園」、「放課後児童クラブ」等の子育て支援施策との緊密な連携を図ります。
- 障がい児の早期の発見・支援及び健全な育成を進めるため、母子保健施策や小児慢性特定疾病施策との緊密な連携を図るとともに、県及び市町村の障がい児支援の

担当部局においては、それぞれの子育て支援の担当部局や保健医療の担当部局との連携体制を確保します。

- 更に、障がい児の支援が適切に行われるために、就学時及び卒業時において、支援が円滑に引き継がれることも含め、「学校」、「障がい児通所支援事業所」、「障がい児入所施設」、「障がい児相談支援事業所」、「就労移行支援事業所」等の障がい福祉サービス等を提供する事業所が緊密な連携を図るとともに、教育委員会との連携体制を確保します。
- 難聴児の支援に当たり、「児童発達支援センター」や「特別支援学校」等を活用した、難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保を推進します。

(3) 地域社会への参加及び包容の推進

- 「保育所等訪問支援」を活用し、「障がい児通所支援事業所」及び「障がい児入所支援施設」が「幼稚園」、「小学校」、「特別支援学校」等の育ちの場での支援に協力できるような体制を構築することにより、障がい児の地域社会への参加及び包容(インクルージョン)の推進を図ります。

(4) 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備

- ① 重症心身障がい児に対する支援体制の充実
 - ・ 重症心身障がい児が身近な地域にある「児童発達支援」や「放課後等デイサービス」等を受けられるように、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援体制の充実を図ります。
- ② 医療的ケア児に対する支援体制の充実
 - ・ 人工呼吸器を装着している障がい児やその他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（以下「医療的ケア児」という。）が身近な地域で必要な支援が受けられるように、障がい児支援の充実を図ります。
 - ・ 心身の状況に応じた保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関連分野の支援が受けられるよう、保健所、病院・診療所、訪問看護ステーション、障がい児通所支援事業所、障がい児入所施設、障がい児相談支援事業所、保育所、学校等の関係者が連携を図るための「医療的ケアを要する重症心身障がい児等支援検討会議」により、各関連分野が共通の理解に基づき協働し、総合的な支援体制を構築するよう努めます。
 - ・ 医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるコーディネーターとしての役割を担う相談支援専門員等について、市町村ごと（市町村単独での配置が困難な場合は圏域ごと）の配置を促します。
- ③ 強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい児に対する支援体制の充実
 - ・ 強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい児に対して、通所支援等において適切な支援ができるよう、人材育成を通じて支援体制の整備を図りま

す。

④ 虐待を受けた障がい児に対する支援体制の整備

- ・ 障がい児入所施設における小規模なグループによる療育や心理的ケアの提供、虐待等による心理的外傷を治癒するための指導を実施する心理療法の担当職員の配置に係る加算制度の周知を図り、支援体制の整備を進めます。
- ・ こども女性相談センターと障がい児入所施設との連携により、必要な心理的ケアを受けることのできる体制づくりを進めます。

(5) 障がい児相談支援の提供体制の確保

- 障がい児に対する相談支援は、障がいの疑いがある段階から障がい児本人やその家族に対する継続的な相談を行うとともに、相談を行うに当たって関係機関をつなぐ中心となる重要な役割を担っており、障がい者に対する相談支援と同様に、障がい児についても質の確保及び向上を図りながら、支援の提供体制の構築を図ります。

4 障がい福祉サービスの質の向上

【現状と課題】

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、障がい福祉サービスや相談支援等の提供を行っています。

今後も、障がい者等本人の意向が尊重され、日常生活や社会生活を円滑に営むことができるよう、障がい福祉サービスや相談支援等の確保及び質の向上を図る必要があります。

【施策の方向・具体的取組】

- 障がい者等本人の意向を最大限尊重しながら、一人一人に福祉・保健・医療・教育・就労等のサービスを総合的に提供するケアマネジメントの手法をさらに普及させるため、相談支援従事者研修を実施し、相談支援事業に従事する者のスキルアップや地域の相談支援体制の構築・支援等について、中核的な役割を担う人材の育成を図ります。
- 相談支援従事者が障がい者本人の自己決定を尊重し、意思決定支援に配慮できるよう、「相談支援従事者研修」等の質の向上に努めます。
- 障がい者等本人が適切にサービスを利用ができるよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業等の必要な制度の利活用を支援します。
- 「徳島県障がい者自立支援協議会」において、不足している地域のサービスの整備方策や人材確保等について協議を行います。
- 県域全体や複数の市町村に関わる広域的な課題に対する市町村域を越えた連携・共同の取組みを調整・支援するとともに、人材育成・養成など専門性を生かした技

術的支援を行います。

- 長時間サービスを必要とする重度訪問介護利用者等に対し、適切な給付決定がなされるよう、市町村への支援を行います。
- 高齢者と障がい児（者）が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成29年法律第52号）において、介護保険と障がい福祉両方の制度に新たに位置付けられた「共生型サービス」について、高齢者、障がい者等に十分な情報提供と説明を行うとともに、当該サービスの対象となる福祉サービスを実施する介護保険サービス事業所に対して、障がい福祉サービス事業所の指定申請を促すよう、制度の趣旨や内容の周知を行います。
- 地域生活支援事業や介護給付費等支給決定事務に係る業務が適切かつ主体的に実施されるよう、市町村職員の相談支援従事者研修の受講等を促します。

5 補装具の交付、日常生活用具の給付及び身体障がい者補助犬の育成等

【現状と課題】

障がい者等の移動等の確保や能率向上、その他日常生活がより円滑に送れるよう、障がい者等の身体機能を補う補装具や、日常生活上の利便性を高める日常生活用具について、ニーズに応じた適正な交付や給付、貸付けを行う必要があります。

また、県では、障がい者等の社会参加の促進を図るため、身体障がい者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）を育成・貸与していますが、飲食店やホテルなどの宿泊施設で補助犬同伴を拒否される事案が全国的にも発生していることから、補助犬の受け入れについて継続的な啓発活動に取り組む必要があります。

【施策の方向・具体的取組】

- 市町村が実施する補装具の交付・修理や日常生活用具の給付等を支援します。
- 身体障がい者補助犬の育成・貸与を適切に行うとともに、飲食業者や宿泊業者等に対し身体障害者補助犬法の趣旨・目的等を重点的に啓発することなどにより、身体障がい者補助犬を使用する障がい者の円滑な施設等利用を促進します。

6 障がい福祉を支える人材の養成・確保

【現状と課題】

障がいの重度化や重複化、障がい者の高齢化等に伴い、今後の福祉ニーズはますます増えると想定され、障がい福祉の現場を支える人材養成に努めるとともに、福祉職場のイメージアップや就業促進を行う必要があります。

【施策の方向・具体的取組】

- 県内におけるあらゆる関係機関・団体との密接な連携により福祉人材の養成を図るとともに、福祉サービス事業への新規求職者の就業や就業経験を有する方の再就業を支援します。
- 専門性の高い福祉・保健・医療従事者の養成を推進するため、各種県内養成機関を支援します。
- 介護福祉士の養成施設で修学する者への修学資金の貸付等の実施を行います。
- 利用者や求職者が就職情報等、福祉に関する必要な情報が得られるよう、インターネット等を活用した情報提供を充実します。
- 徳島県福祉人材センターにおいて、福祉職場への就業を促進するため、県内の福祉関係養成校、職能団体、ハローワーク、行政等との情報交換や連携、福祉人材に関する情報提供等を行い、福祉人材センターの機能強化に努め、人材の就業促進を推進します。
- 福祉現場をはじめとする県内事業所への就職を促進するため、インターンシップの実施を推進します。

第3章 計画の数値目標・見込量

第1節 主要施策の数値目標

1 差別の解消、虐待の防止及び権利擁護の推進

番号	成果指標	令和元年度 実績	令和5年度 目標
1	障害者差別解消法の認知度（注1）	55.2%	95%以上
2	障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例の認知度（注1）	37.6%	95%以上
3	対応要領策定市町村数	22 市町村	24 市町村
4	障害者差別解消支援地域協議会設置市町村数	14 市町村	24 市町村
5	「心の輪を広げる体験作文・障害者週間のポスター」応募数（注2）	344 点	480 点
6	虐待防止対策研修受講者数	1,788 人（注3）	年 140 人

注1 「オープンとくしまe-モニターアンケート」による調査結果

注2 平成26年度からの累計

注3 平成23年度からの累計。当初の令和5年度目標は累計1,750人（年100人）。

2 行政等における配慮の充実

番号	成果指標	令和元年度 実績	令和5年度 目標
1	手話又は字幕等を用いて提供できたテレビ県政広報番組数	全ての番組 (年 63 本)	全ての番組
2	「県政だよりOUR徳島」の点字版及び音声版の発行回数	年 10 回	年 10 回
3	「とくしま県議会だより」の音声版及び点字版(R2~)の発行回数	毎定例会	毎定例会
4	県職員等心のバリアフリー☆アンバサダーの認定者数	669 人（注1）	年 300 人
5	障がい者交流プラザ実施事業におけるボランティア参加者数	2,993 人（注2）	年 400 人

注1 平成30年度からの累計。当初の令和5年度目標は累計360人（年60人）。

注2 平成29年度からの累計。当初の令和5年度目標は累計2,100人（年300人）。

3 教育の振興

番号	成果指標	令和元年度 実績	令和5年度 目標
1	「特別支援学校技能検定」の受検者数（注1）	1,626人	2,800人
2	児童生徒の作品やボランティア等を地域に提供した特別支援学校数	8校	11校
3	研究協力校において作成した自律型学習教材（注2）の問題数	3,893問	4,400問
4	「特別支援教育に関するe-ラーニング研修支援システム」の問題へアクセスした回数	6,920回	6,800回
5	「発達障がい教育・自立促進アドバイザーチーム（注3）」と連携した行動改善の事例数（累計）	99件	140件

注1 平成29年度からの累計

注2 子どものつまずきやすい学習課題を分析し、スマートステップで構成するとともに、子どもが自分の進度を確認しながら自主的に取り組む工夫を取り入れた学習教材

注3 発達障がいを含めた特別支援教育における多様な学びの場の充実、特別支援学校のセンター的機能の充実、教職員の専門性向上に向けた指導・助言を受けるため、平成27年度に本県で設置した、応用行動分析学の専門家である大学教員で構成されるチーム

4 安全・安心な生活環境の整備

番号	成果指標	令和元年度 実績	令和5年度 目標
1	「身体障がい者補助犬」の育成頭数（注1）	17頭	23頭
2	ノンステップバスの割合	72.5%	77% (令和4年度)
3	「徳島県身体障がい者等用駐車場利用証（パーキングパーミット）交付事業（注2）」のパーキングパーミット利用可能駐車台数（注3）	1,260台	1,290台
4	歩道等の整備延長（年間整備延長）	2.5km	2km
5	「ユニバーサルデザイン歩行者用押しボタン（注4）」の設置数（注5）	488個	630個
6	「ユニバーサルデザイン表彰（注6）」の数	6件	10件

注1 平成5年度からの累計

注2 歩行困難者である障がい者・妊娠婦等へ身体障がい者等用駐車場利用証（パーキングパーミット）を交付し、事業所の協力を得て駐車しやすい環境づくりを推進する。

注3 平成21年度からの累計

注4 色弱者も見やすい白色LEDや手の不自由な歩行者が押しやすいキノコ型押しボタンを使用

注5 平成24年度からの累計

注6 徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例に基づく、ユニバーサル

デザインによるまちづくりに関する先駆的な取組みへの表彰

5 防災・防犯等の推進

番号	成果指標	令和元年度 実績	令和5年度 目標
1	福祉避難所指定数	196 力所	250 力所 (令和4年度)
2	「災害時障がい者支援研修等事業（注1）」による出前講座受講者数（注2）	285 人	585 人
3	障がい者入所施設従事者等に対する防犯対策研修受講施設数	31 箇所	30 箇所
4	消費者教育研修受講者数	705 人（注3）	年100人

注1 市町村や障がい福祉サービス事業所等の職員をはじめ、一般県民に対して、個々の障がい特性に応じた配慮の方法や、防災対策に関する知識及び発災時において必要な情報の普及啓発を行う。

注2 平成26年度からの累計

注3 平成27年度からの累計。当初の令和5年度目標は500人（年約42人）。

6 保健・医療の推進

番号	成果指標	令和元年度 実績	令和5年度 目標
1	精神保健・医療に係る地域移行に伴う基盤整備量	577 人	998 人 (令和6年度)
2	「難病患者地域支援対策推進事業（注1）」における計画策定数（注2）	1,040 件	1,380 件
3	「難病患者地域支援対策推進事業」における相談件数	444 件	700 件
4	3歳児健康診査の受診率	97.2% (平成30年度)	100%に 近づける
5	特定健康診査・特定保健指導の実施率	健康診査 47.6% 保健指導 30.5% (平成29年度)	健康診査 70.0% 保健指導 45.0%

注1 在宅の難病患者の療養を支援するため、保健所を中心として医療及び福祉関係者の連携のもとに、様々な事業を実施。

注2 平成10年度からの累計

7 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

番号	成果指標	令和元年度 実績	令和5年度 目標
1	点字図書館の「点字・録音図書」タイトル数（累計）	21,594 タイトル	22,600 タイトル
2	「字幕入り映像ライブラリー」のタイトル数（累計）	4,482 タイトル	4,510 タイトル
3	県登録の意思疎通支援者数	192 人	189 人
4	「盲ろう者通訳・介助員派遣事業」による派遣件数（注1）	8,663 件	11,200 件
5	視聴覚障がい者支援センター（障がい者交流プラザ）の利用者数（注1）	114,804 人	148,000 人

注1 平成18年度からの累計

8 雇用・就業、経済的自立の支援

番号	成果指標	令和元年度 実績	令和5年度 目標
1	障がい者マイスター認定者数（注1）	21 人	32 人
2	「障がい者職業訓練事業（注2）」における訓練生の就職率	80.5%	55%
3	民間企業の障がい者雇用率	2.26%	法定雇用率（2.3%）以上
4	法定雇用率「達成企業」の割合	全国8位	全国10位以内
5	「障がい者が繋ぐ地域の暮らし“ほっとかない”事業（注3）」の実施市町村数	13 市町村	16 市町村
6	施設利用者の平均月額工賃	22,147 円	23,700 円
7	「障がい者就労継続支援事業所等製品販売機会拡大事業（注4）」における販売会の開催回数（累計H29～）	95 回	180 回

注1 平成26年度からの累計

注2 企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育機関等の多様な委託先を活用し、障がいのある人の能力、適性及び障がい者雇用ニーズに対応した委託訓練を実施し、就職に必要な知識・技能の習得を図る。

注3 障がい者が高齢者に対し、日用品等の移動販売や見守り活動を行う。

注4 団体、民間企業等の行事、イベント時の販売協力を呼び掛けるとともに、物産施設、商業施設等での販路の拡大に取り組む。

9 スポーツ・文化芸術活動等の振興

番号	成果指標	令和元年度 実績	令和5年度 目標
1	障がい者スポーツセンター（障がい者交流プラザ）の利用者数（注1）	1,028,219人	1,261,000人
2	「パラリンピック等育成強化選手」の数（注2）	33人	50人
3	人材バンク活用による「障がい者スポーツ指導者等」の派遣・指導件数（注2）	825件	1,200件
4	ノーマピックスポーツ大会（注3）の参加者数（注2）	4,219人	5,800人
5	障がいのある人とない人がともに参加できるスポーツ大会の開催（累計）	2回	6回
6	障がい者トップアスリート講演会実施回数	10回	10回
7	障がい者交流センター（障がい者交流プラザ）の利用者数（注1）	661,937人	839,000人
8	「障がい者アーティストの卵」発掘展（注4）応募点数（累計）	299点	500点
9	障がい者芸術展覧会開催回数	2回	2回

注1 平成18年度からの累計

注2 平成26年度からの累計

注3 徳島県及び関係団体が主催し、障がい者の体力の維持増強を図るとともに、自立と社会参加の推進に寄与することを目的として開催するスポーツ大会

注4 県内で芸術文化活動に取り組んでいる障がい者のアート作品を募集、展示する美術展

第2節 障がい福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標

1 成果目標

数値や見込量は、国の基本指針に基づき、県の方針や市町村の見込量等を踏まえ、設定しています。

※ 市町村における令和3年度から令和5年度までの見込量等の設定を踏まえ、県の計画における見込量等を設定することとしております。

- (1) 施設入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援拠点等の整備
- (4) 福祉施設から一般就労への移行
- (5) 障がい児支援の提供体制の整備等
- (6) 発達障がい者に対する支援

2 障がい福祉サービス等の見込量

- (1) 障がい福祉サービス等の見込量
- (2) 指定障がい者支援施設の必要入所定員総数
- (3) 指定障がい児入所施設等の必要入所定員総数

3 地域生活支援事業の見込量

- (1) 専門性の高い相談支援事業（必須事業）
- (2) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業（必須事業）
- (3) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業（必須事業）
- (4) 広域的な支援事業（必須事業）
- (5) サービス・相談支援者、指導者育成事業（任意事業）

資料編

資料1 障害者基本法（抄）

○障害者基本法

（昭和四十五年五月二十一日法律第八十四号）

（障害者基本計画等）

第十一条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。
- 3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議するとともに、障害者政策委員会の意見を聴いて、障害者基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県障害者計画を策定するに当たつては、第三十六条第一項の合議制の機関の意見を聴かなければならない。
- 6 市町村は、市町村障害者計画を策定するに当たつては、第三十六条第四項の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては障害者その他の関係者の意見を聴かなければならない。
- 7 政府は、障害者基本計画を策定したときは、これを国会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 8 第二項又は第三項の規定により都道府県障害者計画又は市町村障害者計画が策定されたときは、都道府県知事又は市町村長は、これを当該都道府県の議会又は当該市町村の議会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 9 第四項及び第七項の規定は障害者基本計画の変更について、第五項及び前項の規定は都道府県障害者計画の変更について、第六項及び前項の規定は市町村障害者計画の変更について準用する。

（都道府県等における合議制の機関）

第三十六条 都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）を含む。以下同じ。）に、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置く。

- 一 都道府県障害者計画に関し、第十一条第五項（同条第九項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。

- 二 当該都道府県における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。
 - 三 当該都道府県における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。
- 2 前項の合議制の機関の委員の構成については、当該機関が様々な障害者の意見を聴き障害者の実情を踏まえた調査審議を行うことができることとなるよう、配慮されなければならない。
- 3 前項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。
- 4 市町村（指定都市を除く。）は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。
- 一 市町村障害者計画に関し、第十一条第六項（同条第九項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。
 - 二 当該市町村における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。
 - 三 当該市町村における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。
- 5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により合議制の機関が置かれた場合に準用する。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

資料2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抄）

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

（平成十七年十一月七日法律第百二十三号）

第五章 障害福祉計画

（基本指針）

第八十七条 厚生労働大臣は、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

- 2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項
 - 二 障害福祉サービス、相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - 三 次条第一項に規定する市町村障害福祉計画及び第八十九条第一項に規定する都道府県障害福祉計画の作成に関する事項
 - 四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項
- 3 厚生労働大臣は、基本指針の案を作成し、又は基本指針を変更しようとするときは、あらかじめ、障害者等及びその家族その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 厚生労働大臣は、障害者等の生活の実態、障害者等を取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、速やかに基本指針を変更するものとする。
- 5 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（市町村障害福祉計画）

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
 - 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- 3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の

種類ごとの必要な見込量の確保の方策

- 二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項
- 4 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数、その障害の状況その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第十一條第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第百七条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 7 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 8 市町村は、第八十九条の三第一項に規定する協議会（以下この項及び第八十九条第六項において「協議会」という。）を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。
- 9 障害者基本法第三十六条第四項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かなければなければならない。
- 10 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第二項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。
- 11 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

第八十八条の二 市町村は、定期的に、前条第二項各号に掲げる事項（市町村障害福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあっては、当該各号に掲げる事項を含む。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

（都道府県障害福祉計画）

第八十九条 都道府県は、基本指針に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

- 2 都道府県障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標

に関する事項

- 二 当該都道府県が定める区域ごとに当該区域における各年度の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
 - 三 各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数
 - 四 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- 3 都道府県障害福祉計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
- 一 前項第一号の区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保の方策
 - 二 前項第一号の区域ごとの指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置に関する事項
 - 三 指定障害者支援施設の施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置に関する事項
 - 四 前項第二号の区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援及び同項第四号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項
- 4 都道府県障害福祉計画は、障害者基本法第十一条第二項に規定する都道府県障害者計画、社会福祉法第百八条に規定する都道府県地域福祉支援計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 5 都道府県障害福祉計画は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項に規定する医療計画と相まって、精神科病院に入院している精神障害者の退院の促進に資するものでなければならない。
- 6 都道府県は、協議会を設置したときは、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聞くよう努めなければならない。
- 7 都道府県は、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、障害者基本法第三十六条第一項の合議制の機関の意見を聽かなければならない。
- 8 都道府県は、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

八十九条の二 都道府県は、定期的に、前条第二項各号に掲げる事項（都道府県障害福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあっては、当該各号に掲げる事項を含む。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該都道府県障害福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

（協議会の設置）

八十九条の三 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福

- 祉、医療、教育又は雇用に関する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される協議会を置くように努めなければならない。
- 2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

（都道府県知事の助言等）

第九十条 都道府県知事は、市町村に対し、市町村障害福祉計画の作成上の技術的事項について必要な助言をすることができる。

2 厚生労働大臣は、都道府県に対し、都道府県障害福祉計画の作成の手法その他都道府県障害福祉計画の作成上重要な技術的事項について必要な助言をすることができる。

（国の援助）

第九十一条 国は、市町村又は都道府県が、市町村障害福祉計画又は都道府県障害福祉計画に定められた事業を実施しようとするときは、当該事業が円滑に実施されるよう必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。（以下略）

資料3 児童福祉法（抄）

○児童福祉法（昭和二十二年十二月十二日法律第百六十四号）

第九節 障害児福祉計画

第三十三条の十九 厚生労働大臣は、障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援（以下この項、次項並びに第三十三条の二十二第一項及び第二項において「障害児通所支援等」という。）の提供体制を整備し、障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下この条、次条第一項及び第三十三条の二十二第一項において「基本指針」という。）を定めるものとする。

- 2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項
 - 二 障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - 三 次条第一項に規定する市町村障害児福祉計画及び第三十三条の二十二第一項に規定する都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項
 - 四 その他障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項
- 3 基本指針は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十七条第一項に規定する基本指針と一体のものとして作成することができる。
- 4 厚生労働大臣は、基本指針の案を作成し、又は基本指針を変更しようとするときは、あらかじめ、障害児及びその家族その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 厚生労働大臣は、障害児の生活の実態、障害児を取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、速やかに基本指針を変更するものとする。
- 6 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三十三条の二十 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量
- 3 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
 - 二 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項
- 4 市町村障害児福祉計画は、当該市町村の区域における障害児の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない。

- 5 市町村は、当該市町村の区域における障害児の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害児福祉計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。
- 7 市町村障害児福祉計画は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第十三条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であつて障害児の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 8 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条の三第一項に規定する協議会を設置したときは、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、当該協議会の意見を聴くよう努めなければならない。
- 10 障害者基本法第三十六条第四項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かなければならない。
- 11 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第二項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。
- 12 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

第三十三条の二十一 市町村は、定期的に、前条第二項各号に掲げる事項（市町村障害児福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあつては、当該各号に掲げる事項を含む。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害児福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

第三十三条の二十二 都道府県は、基本指針に即して、市町村障害児福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害児通所支援等の提供体制の確保その他障害児通所支援等の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

- 2 都道府県障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - 二 当該都道府県が定める区域ごとの各年度の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量
 - 三 各年度の指定障害児入所施設等の必要入所定員総数
- 3 都道府県障害児福祉計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- 一 前項第二号の区域ごとの指定通所支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
 - 二 前項第二号の区域ごとの指定通所支援又は指定障害児相談支援の質の向上のために講ずる措置に関する事項
 - 三 指定障害児入所施設等の障害児入所支援の質の向上のために講ずる措置に関する事項
 - 四 前項第二号の区域ごとの指定通所支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項
- 4 都道府県障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条第一項に規定する都道府県障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。
 - 5 都道府県障害児福祉計画は、障害者基本法第十一条第二項に規定する都道府県障害者計画、社会福祉法第百八条第一項に規定する都道府県地域福祉支援計画その他の法律の規定による計画であつて障害児の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
 - 6 都道府県は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条の三第一項に規定する協議会を設置したときは、都道府県障害児福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、当該協議会の意見を聴くよう努めなければならない。
 - 7 都道府県は、都道府県障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、障害者基本法第三十六条第一項の合議制の機関の意見を聴かなければならぬ。
 - 8 都道府県は、都道府県障害児福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

第三十三条の二十三 都道府県は、定期的に、前条第二項各号に掲げる事項（都道府県障害児福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあつては、当該各号に掲げる事項を含む。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該都道府県障害児福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

第三十三条の二十四 都道府県知事は、市町村に対し、市町村障害児福祉計画の作成上の技術的事項について必要な助言をすることができる。

- 2 厚生労働大臣は、都道府県に対し、都道府県障害児福祉計画の作成の手法その他都道府県障害児福祉計画の作成上の重要な技術的事項について必要な助言をすることができる。

第三十三条の二十五 国は、市町村又は都道府県が、市町村障害児福祉計画又は都道府県障害児福祉計画に定められた事業を実施しようとするときは、当該事業が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

附 則 抄

第六十三条 この法律は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。(以下略)

資料4 障がいのある人も暮らしやすい徳島づくり条例

○障がいのある人も暮らしやすい徳島づくり条例

(平成二十七年十二月二十五日徳島県条例第七十一号)

目次

前文

第一章 総則（第一条—第七条）

第二章 障がいのある人の権利の擁護

第一節 障がいのある人に対する差別等の禁止（第八条・第九条）

第二節 差別等に関する相談体制（第十条—第十二条）

第三節 差別等に該当する事案解決の仕組み（第十三条—第十八条）

第三章 地域における共生社会の実現に向けた取組

第一節 情報の取得、コミュニケーションに対する支援（第十九条—第二十三条）

第二節 障がいのある人の移動に対する支援（第二十四条—第二十六条）

第三節 自立及び社会参加（第二十七条—第三十四条）

第四章 県民理解の促進（第三十五条—第三十八条）

第五章 雑則（第三十九条・第四十条）

附則

本県においては、障がいのある人が、いきいきと安心して生活できるよう、障がい福祉サービス等を充実させるとともに、意欲を持って働く機会の創出など、様々な取組を積み重ねてきた。

また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の成立、障害者の権利に関する条約の批准など、障がいのある人の権利を擁護する意識が高まる中、これまでの取組を更に発展させるとともに、障がいを理由とする差別の解消、障がいのある人の日常生活や社会生活を制限している社会的障壁の除去、さらには、障がいの特性に応じた適切な情報の取得及び利用、意思疎通並びに移動のための手段の確保などを通じ、障がいのある人が自立して社会参加し、及び自己の個性や能力を発揮することができるような共生社会の実現が求められている。

特に、障がいのある人が、その多様な障がいの特性に応じ、自らの可能性を最大限に発揮し、地域における社会貢献活動をはじめとした活躍の場を広げていくことが共生社会の実現のために必要である。

そして、障がいの有無にかかわらず全ての人が、自らの地域に住み、働き、学び、自立し、互いの立場を尊重し合いながら支え合うことができる社会の実現は、地域社会の活力を取り戻すことにつながるものである。

ここに、私たちは、障がいのある人の権利を擁護するための取組を推進するとともに、障がいのある人もない人も、支え合いながら、いきいきと暮らせる共生社会の実現を目指し、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、障がいのある人に対する障がいを理由とする差別の禁止並びに地域社会における障がいのある人の自立及び社会参加に向けた取組について基本理念を定め、県の責務並びに市町村及び県民の役割を明らかにするとともに、当該取組に係る施策を総合的に推進することにより、全ての県民が障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら地域で安心して暮らすことのできる共生社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 障がいのある人 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」という。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 三 情報の取得及び意思疎通 障がいのある人が、必要とする情報を自由に取得し、及び利用し、並びに自らの意思を表明し、他人の意思を受領し、及び他人との意思疎通を行うことをいう。

(基本理念)

第三条 第一条に規定する障がいのある人に対する障がいを理由とする差別の禁止並びに障がいのある人の自立及び社会参加に向けた取組に係る施策（以下「障がいのある人の権利擁護及び社会参加等に関する施策」という。）は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- 一 全ての県民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されること。
- 二 障がいを理由とする差別の解消は、差別が障がいのない人も含めた全ての人に関する問題であることが認識され、差別を生む背景にある誤解、偏見その他の理解の不足が解消されるよう、障がいのある人とない人が学び合い協力していくことを旨として行われなければならないこと。
- 三 障がいのある人が、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段について選択の機会が確保されるとともに、情報の取得及び意思疎通のための手段について選択の機会の拡大が図られること。
- 四 情報の取得及び意思疎通に関する支援は、障がいのある人との双方が、その利益を享受する主体であることを旨として行うこと。
- 五 全ての障がいのある人が、社会を構成する一員として、自らの意思によって社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加し、障がいのある人もない人も、互い

に支え合い安心して暮らさせることを旨として行うこと。

六 障がいのある人の自立及び社会参加の促進は、就労支援、雇用促進、スポーツ及び文化芸術の振興その他の障がいのある人の福祉の向上に関する施策との有機的な連携が図られること。

(県の責務)

第四条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障がいのある人の権利擁護及び社会参加等に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、並びに実施するものとする。

(市町村等との連携)

第五条 県は、障がいのある人の権利擁護及び社会参加等に関する施策を策定し、並びに実施するに当たっては、市町村、県民又は事業者（商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。以下同じ。）と協力し、及び連携して取り組むものとする。

(県民の協力)

第六条 県民は、基本理念にのっとり、障がいのある人に対する理解を深めるとともに、県が実施する障がいのある人の権利擁護及び社会参加等に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第七条 県は、障がいのある人の権利擁護及び社会参加等に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 障がいのある人の権利の擁護

第一節 障がいのある人に対する差別等の禁止

(差別等の禁止)

第八条 全ての県民は、障がいのある人に対して、障がいを理由として差別することその他の権利利益を侵害する行為（以下「差別等」という。）をしてはならない。

(社会的障壁の除去のための合理的な配慮)

第九条 社会的障壁の除去は、それを必要としている障がいのある人が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって障がいのある人の権利利益を侵害することとなるよう、当該障がいのある人の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

第二節 差別等に関する相談体制

(差別等及び合理的配慮に関する相談)

第十条 全ての県民は、県に対し、差別等及び社会的障壁の除去の実施について必要か

つ合理的な配慮に関する相談（以下「特定相談」という。）をすることができる。

- 2 県は、特定相談があったときは、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 特定相談に応じ、必要な助言及び情報提供を行うこと。
 - 二 特定相談に係る関係者間の調整を行うこと。
 - 三 関係行政機関への通知その他特定相談の処理のために必要な事務を行うこと。

（専門相談員の配置）

第十一条 知事は、前条第二項及び次項に規定する業務を行わせるため、差別等及び社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮に関して専門的な識見を有する者のうちから、相談員（以下「専門相談員」という。）を委嘱することができる。

- 2 専門相談員は、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 相談のあった事例の調査及び研究
 - 二 第十四条第二項の調査
 - 三 前二号に付随する業務
- 3 専門相談員は、誠実かつ公正にその業務を遂行しなければならない。
- 4 専門相談員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（身体障害者相談員等との連携）

第十二条 次に掲げる者は、特定相談があったときは、県又は専門相談員に対し、第十一条第二項に掲げる業務その他必要な措置を求めることができる。

- 一 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十二条の三第三項に規定する身体障害者相談員
- 二 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の二第三項に規定する知的障害者相談員
- 三 前二号に掲げる者のほか、差別等及び社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮に関して識見を有し、障がいのある人から相談を受けている者

第三節 差別等に該当する事案解決の仕組み

（助言又はあっせんの求め）

第十三条 差別等を受けた障がいのある人又は障がいのある人が差別等を受けたと思われる事案を発見した者は、知事に対し、当該差別等に該当する事案（以下「対象事案」という。）の解決のための助言又はあっせんを求めることができる。ただし、当該求めをすることが当該障がいのある人の意に反することが明らかであると認められるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定による求めは、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）その他の法令に基づく不服申立て又は苦情申立てをすることができる行政庁の処分又は職務執行については、することができない。

（事実の調査）

第十四条 知事は、前条第一項の規定による求めがあったときは、当該求めに係る事実の調査を行うものとする。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、専門相談員に、前項の規定による調査の全部又は一部を行わせることができる。
- 3 第一項の規定による調査を行う職員又は前項の規定による調査を行う専門相談員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(助言又はあっせん)

第十五条 知事は、第十三条第一項の規定による求めがあった場合において、対象事案の解決のために必要があると認めるときは、徳島県障がいのある人の相談に関する調整委員会に対し、助言又はあっせんを求めるものとする。

- 2 徳島県障がいのある人の相談に関する調整委員会は、前項の規定による求めがあつたときは、対象事案を解決するため、助言又はあっせんを行うものとする。ただし、当該対象事案の性質上助言又はあっせんをすることが適当でないと認めるときは、この限りでない。
- 3 徳島県障がいのある人の相談に関する調整委員会は、助言又はあっせんのために必要があると認めるときは、対象事案に係る関係者に説明又は資料の提出を求めることができる。
- 4 徳島県障がいのある人の相談に関する調整委員会は、対象事案の解決に必要なあっせん案を作成し、これを当事者に提示することができる。

(勧告)

第十六条 徳島県障がいのある人の相談に関する調整委員会は、前条第四項の規定によるあっせん案を提示した場合において、差別等をしたと認められる者が正当な理由がなく当該あっせん案を受諾しないときは、当該差別等をしたと認められる者に対し、必要な措置をとるよう勧告することを知事に対して求ることができる。

- 2 知事は、前項の規定による求めがあつた場合において、必要があると認めるときは、差別等をしたと認められる者に対して、必要な措置をとるよう勧告することができる。
- 3 知事は、前条第三項の規定による説明若しくは資料の提出を求められた者が正当な理由がなくこれを拒んだとき、又は虚偽の説明若しくは資料の提出を行ったときは、その者に対し、必要な措置をとるよう勧告することができる。

(事実の公表)

第十七条 知事は、前条第二項又は第三項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

- 2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に対して、その旨を通知し、その者又はその者の代理人の出席を求め、意見の聴取を行わなければならない。ただし、これらの者が正当な理由なく意見の聴取に応じないときは、意見の聴取を行わないで公表することができる。

(徳島県障がいのある人の相談に関する調整委員会)

第十八条 対象事案の解決のための助言又はあっせんについて調査審議するため、徳島県障がいのある人の相談に関する調整委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、委員十人以内で組織する。
- 3 委員は、障がいのある人、障がいのある人の福祉に関する事業に従事する者及び福祉、医療、経済、教育、法律その他差別等に関して学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。
- 4 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 7 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第三章 地域における共生社会の実現に向けた取組

第一節 情報の取得、コミュニケーションに対する支援

(情報の取得及び意思疎通における障壁の除去)

第十九条 県は、障がいのある人が情報の取得及び意思疎通ができるようにするために必要な支援を行うものとする。

- 2 県は、前項の支援を行う場合においては、障がいの特性に応じた多様な対応が必要であることを認識し、障がいの特性に配慮して行うものとする。
- 3 県は、第一項の支援を行う場合においては、障がい福祉に関して専門的な識見を有する機関と連携して、最新の知見に基づき行うよう努めるものとする。

(障がいのある人に配慮した情報発信等)

第二十条 県は、障がいのある人が県政に関する情報を速やかに得ることができるよう、可能な限り、障がいのある人に配慮した形態、手段及び様式によって情報提供を行うものとする。

(意思疎通等の手段の普及)

第二十一条 県は、県民及び事業者において、点字、音声、字幕、文字表示、わかりやすい表現、情報支援機器（情報の取得及び意思疎通を容易にする機器をいう。）その他の障がいのある人にとって利用しやすい方法により、障がいの特性に応じた多様な情報提供の方法が普及するよう必要な施策を講ずるものとする。

- 2 県は、手話が言語であるとの認識に基づき、県民及び事業者において手話の利用が普及するよう必要な施策を講ずるものとする。
- 3 県は、障がいのある人自らが、情報の取得及び意思疎通を行えるよう、生活に必要な訓練を行うものとする。

(意思疎通支援者の養成等)

第二十二条 県は、市町村と連携して、点訳、手話通訳その他の方法により障がいのある人の情報の取得及び意思疎通を支援する者（以下「意思疎通支援者」という。）の養成及び技術の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、意思疎通支援者の指導者の養成を行うものとする。

3 県は、市町村と連携して、意思疎通支援者の円滑な派遣を行うものとする。

(災害時等の情報の確保)

第二十三条 県は、市町村その他の関係機関と連携して、災害その他非常の事態（以下「災害時等」という。）の場合において、障がいのある人に対し、その安全を確保するために必要となる情報を迅速かつ的確に伝えられるよう、多様な情報提供の手段を確保するよう努めるものとする。

2 県は、災害時等における障がいのある人の避難所での生活等において、必要な情報が障がいの特性に応じ、迅速かつ的確に伝えられるよう、支援する者的人材の育成を行うものとする。

第二節 障がいのある人の移動に対する支援

(移動手段の確保の必要性)

第二十四条 県は、障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活のために必要となる安全かつ快適に利用できる公共交通機関その他の交通手段が提供されることの重要性について、関係機関及び県民の理解を深めるために必要な施策を講ずるものとする。

(身体障害者補助犬)

第二十五条 県は、身体障害者補助犬（身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）第二条第一項に規定する身体障害者補助犬をいう。以下同じ。）の支援を必要とする障がいのある人の社会参加を促進するため、身体障害者補助犬の育成を行うとともに、身体障害者補助犬の果たす役割の重要性について県民の理解を深めるための啓発を行うものとする。

(障がいのある人の交通安全等)

第二十六条 県民及び事業者は、身体障がい者用の車椅子で通行している人、白色又は黄色のつえを持った人、身体障害者補助犬を連れた人その他の安全に配慮が必要と認められる障がいのある人が通行又は歩行している場合においては、その通行又は歩行を妨げないようにするとともに、その安全が確保されるよう必要な配慮をしなければならない。

2 県民及び事業者は、障がいのある人の通行又は歩行の安全を確保するため、自動車（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第九号に規定する自動車をいう。以下この項において同じ。）を運転する場合において、当該自動車にその存在又は接近を歩行者等に知らせる音を発する装置（自動車の後退時に音を発する装置を含む。）が

搭載されているときは、当該装置を用いなければならない。

第三節 自立及び社会参加

(障がい者スポーツの振興)

第二十七条 県は、スポーツを通じて、障がいのある人が心身の健康を保持増進し、体力及び運動能力を向上させるとともに、スポーツ活動（スポーツを行い、指導し、若しくは観戦し、又はスポーツの競技会その他の催しの運営にかかる活動をいう。以下同じ。）により自立及び社会参加が促進されるよう、障がいのある人が障がいの特性に応じて参加することができるスポーツ（以下「障がい者スポーツ」という。）の振興のために必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに参加する機会の提供等)

第二十八条 県は、障がいのある人が障がいの特性に応じて多様なスポーツ活動に参加できる機会の提供に努めるとともに、障がい者スポーツの指導者その他障がい者スポーツの推進に寄与する人材の養成及び資質の向上その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(競技水準の向上)

第二十九条 県は、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツ競技会又は全国的な規模のスポーツの競技会で活躍できる障がい者スポーツの選手を育成するため、障がい者スポーツにおける競技水準の向上に努めるものとする。

(文化芸術活動の振興)

第三十条 県は、障がいのある人の創造性や豊かな感性を育み、表現力を高めるとともに、障がいのある人の自主的な文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）により自立及び社会参加が促進されるよう、障がいのある人が障がいの特性に応じて参加することができる文化芸術活動の振興のために必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術活動に参加する機会の提供等)

第三十一条 県は、障がいのある人が障がいの特性に応じて多様な文化芸術活動に参加できる機会の提供に努めるとともに、障がいのある人の文化芸術作品の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の障がいのある人が文化芸術活動に参加するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化芸術活動の発展)

第三十二条 県は、障がいのある人の文化芸術活動の発展に資するよう、民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組の促進その他の障がいのある人の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備のために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(地域における活躍の場の充実)

第三十三条 県は、障がいのある人の自立及び社会参加により地域の活性化を図るため、障がいのある人が障がいの特性に応じ、その能力を発揮して活躍できる場の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(就労等への支援)

第三十四条 県は、障がいのある人の地域における活躍の場が増えるよう、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成二十四年法律第五十号）第二条第四項に規定する障害者就労施設等その他関係団体と連携し、障がいのある人が就労その他の生産活動により供給する物品又は役務に対する需要を増進し、その受注の機会の増大を支援するために必要な措置を講ずるものとする。

第四章 県民理解の促進

(広報及び啓発の推進)

第三十五条 県は、基本理念に関する県民の関心と理解を深めるとともに、障がいのある人の権利擁護及び社会参加等に関する施策が効果的に実施されるよう、必要な広報及び啓発を推進するものとする。

(障がいのある人とない人の交流の推進)

第三十六条 県は、スポーツ活動、文化芸術活動その他の活動を通じて障がいのある人とない人が交流することのできる機会を積極的に提供し、その相互理解の増進を図るものとする。

2 県は、障がいのある生徒、児童及び幼児と障がいのない生徒、児童及び幼児との共同学習その他の交流を積極的に推進し、また、その保護者の共同学習その他の交流に対する理解を深めることにより、その相互理解の増進を図るものとする。

(県民等の活動の促進)

第三十七条 県は、県民、事業者又はこれらの者が組織する民間の団体が自発的に行う障がいについて理解を深める活動を促進するため、情報の提供、助言、指導その他の必要な措置を講ずるものとする。

(顕彰)

第三十八条 知事は、地域の活性化に資する活動その他の社会活動において顕著な功績があると認められる障がいのある人に対して、顕彰を行うものとする。

第五章 雜則

(規則への委任)

第三十九条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第四十条 第十一条第四項又は第十八条第六項の規定に違反した者は、一年以下の懲役
又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第二十六条の規定は、
公布の日から施行する。

資料5 徳島県障がい者施策推進協議会設置条例

○徳島県障がい者施策推進協議会設置条例

(昭和四十七年三月二十四日徳島県条例第八号)

(設置)

第一条 障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第三十六条第一項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、徳島県障がい者施策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第二条 協議会は、委員二十人以内で組織する。

(会長)

第三条 協議会に、会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(委員)

第四条 委員は、関係行政機関の職員、学識経験のある者、障がい者及び障がい者の福祉に関する事業に従事する者のうちから、知事が任命する。

- 2 学識経験のある者、障がい者及び障がい者の福祉に関する事業に従事する者のうちから任命される委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前項の委員は、再任されることがある。

(議事の手続)

第五条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会の会議は、委員の総数の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

第六条 協議会に、幹事を置く。

- 2 幹事は、県の職員のうちから、知事が任命する。
- 3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員を補佐する。

(雑則)

第七条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会にはかつて定める。

附 則 抄

この条例は、昭和四十七年四月一日から施行する。

資料6 徳島県障がい者施策推進協議会委員名簿

区分	所属・職名	氏名	備考
学識経験者	徳島県精神科病院協会会长	櫻木 章司	
	徳島県肢体不自由児協会会长	中津 忠則	会長
	徳島文理大学教授	森 泉 摩州子	
	徳島県看護協会第2副会長	森 恭子	
	鳴門教育大学大学院准教授	高原 光恵	
	公募委員	富崎 枝里	
	公募委員	篠宮 隆	
障がい者の福祉に関する事業に従事する者	徳島県知的障害者福祉協会会长	板谷 充顕	
	徳島県ホームヘルパー協議会会长	富樫 一美	
	徳島県身体障害者施設協議会会长	原 照代	
	ノーマライゼーション促進センター所長	相原 佳子	
	徳島県建築士会セピア副会長	佐々木 才子	
障がい団体の長	徳島県身体障害者連合会理事長・ 徳島県視覚障害者連合会会长	久米 清美	
	徳島県手をつなぐ育成会理事長	福永 岩一	
	徳島県精神障害者家族会連合会会长	西村 三希子	
	徳島県聴覚障害者福祉協会理事長	平 光江	
	徳島県自閉症協会会长	島 優子	
関係行政機関	徳島労働局職業安定部職業対策課長	寒川 浩治	
	徳島県特別支援学校校長会会长	中内 貴文	

徳島県障がい者施策基本計画

<中間見直し版>

編集・発行
徳島県保健福祉部障がい福祉課

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地
電 話 088-621-2248
ファクシミリ 088-621-2241
E-mail syougaifukushika@pref.tokushima.jp